

# 第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(E03615)

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	26
1 【主要な設備の状況】	26
2 【設備の新設、除却等の計画】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
(1) 【株式の総数等】	27
【株式の総数】	27
【発行済株式】	28
(2) 【新株予約権等の状況】	30
(3) 【ライツプランの内容】	30
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	30
(5) 【大株主の状況】	31
(6) 【議決権の状況】	33
【発行済株式】	33
【自己株式等】	33
2 【株価の推移】	34
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	34
3 【役員の状況】	34
第5 【経理の状況】	35
1 【中間連結財務諸表】	36
(1) 【中間連結貸借対照表】	36
(2) 【中間連結損益計算書】	38
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	39
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	42

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	44
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	57
【追加情報】	58
【注記事項】	60
【事業の種類別セグメント情報】	90
【所在地別セグメント情報】	91
【海外経常収益】	93
2 【その他】	100
3 【中間財務諸表】	102
(1) 【中間貸借対照表】	102
(2) 【中間損益計算書】	103
(3) 【中間株主資本等変動計算書】	104
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	106
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	108
【表示方法の変更】	108
【追加情報】	109
【注記事項】	110
4 【その他】	116
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	117
監査報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月28日
【四半期会計期間】	第7期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 前田 晃伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京 03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 岸田 守
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京 03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 岸田 守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げておりません。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	平成20年度 中間連結会計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	平成18年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	平成19年度 (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,863,970	2,256,140	1,903,592	4,099,654	4,523,510
連結経常利益	百万円	530,155	399,184	56,788	748,170	397,120
連結中間純利益	百万円	392,338	327,061	94,577	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	620,965	311,224
連結純資産額	百万円	5,689,314	6,226,971	4,968,143	6,724,408	5,694,159
連結総資産額	百万円	148,962,319	151,711,905	153,222,014	149,880,031	154,412,105
1株当たり純資産額	円	288,908.63	321,328.20	211,407.06	336,937.64	254,722.01
1株当たり中間純利益金額	円	33,498.33	28,272.51	8,373.41	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	51,474.49	25,370.25
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	30,787.31	25,804.83	7,078.95	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	48,803.07	24,640.00
自己資本比率	%	2.9	3.0	2.1	3.2	2.5
連結自己資本比率 (第一基準)	%	10.97	11.80	11.45	12.48	11.70
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,045,302	511,678	40,782	3,104,934	170,714
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,572,052	313,647	786,674	3,221,212	1,118,704
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	823,961	528,627	403,331	417,280	85,087
現金及び現金同等物の中間 期末残高	百万円	2,091,375	2,363,820	2,397,928	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	-	-	-	3,089,030	2,055,793
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	48,119 [20,033]	49,824 [19,927]	51,429 [19,409]	47,449 [20,064]	49,114 [19,805]

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出してしております。
5. 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇人員数であります。

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益	百万円	1,234,363	604,926	426,950	1,250,099	806,519
経常利益	百万円	1,219,706	588,255	411,268	1,218,468	772,635
中間(当期)純利益	百万円	1,241,772	626,454	454,600	1,239,710	811,002
資本金	百万円	1,540,965	1,540,965	1,540,965	1,540,965	1,540,965
発行済株式総数	株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		11,872,195.49	11,396,254.66	11,178,846.66	11,872,195.49	11,396,254.66
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		980,430	980,430	951,442	980,430	980,430
純資産額	百万円	3,178,778	3,328,419	3,683,398	3,176,404	3,512,845
総資産額	百万円	4,772,176	4,623,615	4,550,820	4,764,036	4,658,922
1株当たり配当額	円	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		-	-	-	7,000	10,000
		第十一回第十一種	第十一回第十一種	第十一回第十一種	第十一回第十一種	第十一回第十一種
		-	-	-	20,000	20,000
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		-	-	-	30,000	30,000
		第十三回第十三種	第十三回第十三種	第十三回第十三種	第十三回第十三種	第十三回第十三種
		-	-	-	-	-
自己資本比率	%	66.61	71.98	80.93	66.67	75.40
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	258 [33]	258 [30]	268 [32]	258 [31]	265 [31]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、「みずほフィナンシャルグループ」（当社及び当社の関係会社。以下、当社グループ）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

- (1) 当第2四半期連結会計期間において、当社の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当第2四半期連結会計期間において、当社の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。
- (3) 当第2四半期連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。  
Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co.,Ltd.
- (4) 当第2四半期連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	51,429 [19,409]
---------	--------------------

- (注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員19,489人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。

### (2) 当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	268 [32]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は、社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員4人、嘱託及び臨時従業員32人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。
3. 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数（他社への出向者を含む）は184人であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載していません。

### 2【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

平成21年3月期第2四半期累計期間及び第2四半期会計期間における当社グループの財政状態及び経営成績は以下の通りと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

#### (金融経済環境)

当第2四半期連結累計期間における経済情勢を顧みますと、サブプライム問題を発端とした証券化市場の混乱を契機として、欧米を中心に資本不足や経営危機に陥る金融機関が相次いだ結果、金融機関の資金仲介能力が低下し信用収縮が世界的に波及・拡大するなど、金融市場の緊張が著しく高まりました。こうした状態の下、大規模な金融機関の再編が相次いだほか、主要国政府が公的資金注入による資本不足解消を図るなど、世界の金融市場では安定化に向けた様々な対策が取られつつあります。

こうした金融市場の混乱が実体経済にも大きな影響を与えており、米国経済が住宅価格の大幅な下落や雇用情勢の悪化等、一層厳しさを増しているほか、欧州でも景況感が一段と悪化しており、また新興国や資源国においても景気が減速しております。

日本経済につきましても、輸出の減速が鮮明になっていることに加え、実質賃金の低下や期末にかけての世界的な株価急落にともない個人消費も停滞するなど、内外需ともに低迷しており、景気の下振れリスクが高まってきております。

こうした世界的な景気の下振れや金融市場の混乱がなお当面続くと見込まれることから、当社グループにおきましては、財務の健全性を十分に維持しつつ、リスク管理等ガバナンスのさらなる強化を図り、メリハリをつけた経営資源配分とお客さまのニーズに即した最高の金融サービス提供を行うことにより、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

#### (財政状態及び経営成績の分析)

##### 1. 総論

##### (1) 収益状況

###### 連結業務純益

- 当第2四半期連結累計期間の連結粗利益は9,173億円と前年同期比705億円減少しました。これは、傘下銀行の顧客部門において、個人関連業務では増益となったものの、国内法人(中堅中小企業)関連業務、世界的な金融市場混乱の影響を受けた海外部門の役務収益、及び不動産市況の影響を受けた信託の財産管理部門が減益となったこと等によるものです。
- 以上に加え、退職給付費用を中心に経費が増加したことから、同期の連結業務純益は3,174億円(前年同期比965億円)となりました。
- また、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行3行合算ベース(以下、「銀行単体合算ベース」という。)の当第2四半期累計期間の実質業務純益につきましては、3,090億円(前年同期比1,051億円)となりました。

###### 四半期純利益

- 当第2四半期累計期間の四半期純利益は、上記要因に加え、国内の企業倒産増加やリーマンブラザーズの破綻等に伴う与信関係費用の増加、株式相場下落に伴う減損処理の実施(株式償却額[銀行単体合算ベース]955億円)、及び金融市場混乱により証券化商品等の損失を引き続き計上したこと等から、前年同期比2,324億円減少し、945億円となりました。
- 同期における金融市場混乱による証券化商品等の損益影響額は、グループ全体で約720億円の損失となっております。

##### (2) 収益力強化への取り組み

###### 金利収支の状況

- 当第2四半期累計期間の貸出金平均残高は、前年同期比、海外向けを中心に増加しております。
- 同期における国内業務部門の預貸金利回差は、銀行間の競争激化等を背景に、前年度下期(平成19年10月1日～平成20年3月31日)に比べ若干縮小しております。
- 同期の銀行単体合算ベースの資金利益は、前年同期比減少(96億円)したものの、国際業務部門では増加(+133億円)しております。

###### 非金利収支の状況

- 銀行単体合算ベースの当第2四半期累計期間の役務取引等利益は、前年同期比328億円減少し、1,463億円となりました。
- 個人部門の投信・年金保険関連手数料は、株式相場の低迷等を受け前年同期実績を下回りました。

また、法人部門等では、国内シンジケートローン関連収益は前年同期比増加したものの、中堅中小企業向けソリューション関連手数料や外為関連収益、海外部門の役務収益及び信託の財産管理部門収益等が減少しております。

(3) 規律ある資本政策の推進

優先出資証券の発行

- ・平成20年7月、当社グループの資本政策に係る機動性確保と柔軟性向上のため、Tier 1 資本増強策として、海外特別目的子会社を通じて優先出資証券3,030億円を発行いたしました。  
なお、平成20年6月に任意償還が可能となった優先出資証券（1,185億円・26億米ドル）について、全額償還いたしました。
- ・平成20年11月13日当社取締役会において、昨今の金融市場混乱を踏まえた更なる資本増強策として、海外特別目的子会社を設立し、優先出資証券を発行することを決議いたしました。

自己株式（普通株式）の取得・消却

- ・平成20年7月、1,500億円（283,500株）の自己株式（普通株式）の取得を行いました。これは、第十一回第十一種優先株式（発行総額9,437億円）の取得請求に伴う、普通株式の希薄化の影響を抑制する等の観点から、昨年度より実施しているものです（累計2,999億円）。  
なお、平成20年9月、取得した株式は、今後当社が発行する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の行使により交付する予定の自己株式（7,000株）を除き、全て消却しました。
- ・当社としては、「市場環境や当社の収益動向等を踏まえて希薄化対策に取り組む」との基本方針に変更はありませんが、昨今の環境下、資本の重要性に鑑み、当年度下期においては、資本の充実に力点をおいた対応を行ってまいります。

(4) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(図表1)

	前第2四半期 連結累計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	当第2四半期 連結累計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	比較	当第2四半期 連結会計期間 (自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)		金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,116	407	4,708	4,986
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,136	7,866	4,730	5,734
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,286	4,033	1,252	1,088

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、407億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還等により7,866億円の収入となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払や自己株式の取得等により4,033億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は2兆3,979億円となりました。

## 2. 経営成績の分析

### (1) 損益の状況

当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間における損益状況は以下のとおりです。

( 図表 2 )

	前第2四半期 連結累計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	当第2四半期 連結累計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	比較	当第2四半期 連結会計期間 (自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結粗利益	9,878	9,173	705	4,934
資金利益	5,379	5,234	144	2,699
信託報酬	331	297	33	167
うち信託勘定 与信関係費用				
役務取引等利益	2,386	2,001	385	1,115
特定取引利益	1,220	529	691	703
その他業務利益	561	1,111	549	247
営業経費	5,595	6,044	449	3,079
不良債権処理額 (含:一般貸倒引当金 純繰入額)	680	1,562	881	1,292
株式関係損益	851	395	1,247	651
持分法による投資損益	58	23	35	7
その他	520	626	105	187
経常利益( + + + + + )	3,991	567	3,423	270
特別損益	235	5	230	208
うち貸倒引当金 純取崩額等	233	133	99	87
うち投資損失引当 金純取崩額	0	0	0	0
税金等調整前四半期 純利益( + )	4,227	573	3,654	479
税金関係費用	571	508	1,079	140
少数株主損益	386	135	250	45
四半期純利益 ( + + )	3,270	945	2,324	384
与信関係費用 ( ' + + ' )	446	1,428	981	1,380
(注) 費用項目は 表記しております。				
(参考) 連結業務純益	4,140	3,174	965	1,903

\* 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費(除く臨時処理分) + 持分法による投資損益等連結調整

## 連結粗利益

当第2四半期連結累計期間の連結粗利益は前年同期比705億円減少し、9,173億円となりました。

### (資金利益)

同期の資金利益は、前年同期比144億円減少し、5,234億円となりました。

### (信託報酬)

同期の信託報酬は、前年同期比33億円減少し、297億円となりました。

### (役務取引等利益)

同期の役務取引等利益は、個人部門の投信・年金保険関連手数料や、法人部門における中堅中小企業向けソリューション関連手数料の減少等により、前年同期比385億円減少し、2,001億円となりました。

### (特定取引利益・その他業務利益)

同期の特定取引利益は、前年同期比691億円減少し、529億円となりました。また、その他業務利益は、前年同期比549億円増加し、1,111億円となりました。

## 営業経費

当第2四半期連結累計期間の営業経費は、退職給付費用の増加を主因に、前年同期比449億円増加し、6,044億円となりました。

## 不良債権処理額(与信関係費用)

一般貸倒引当金純繰入額を加えた不良債権処理額に、特別利益に計上した貸倒引当金純取崩額等を加算した当第2四半期連結累計期間の与信関係費用は、前年同期比981億円増加し、1,428億円となりました。

## 株式関係損益

当第2四半期連結累計期間の株式関係損益は、株式相場の下落に伴う減損処理の実施により、395億円の損失となりました。

## 持分法による投資損益

当第2四半期連結累計期間の持分法による投資損益は23億円の利益となりました。

## その他

当第2四半期連結累計期間は、前年同期比105億円悪化し、626億円の損失となりました。

## 経常利益

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は前年同期比3,423億円減少し、567億円となりました。

## 特別損益

当第2四半期連結累計期間の特別損益は、前年同期比230億円減少し、5億円の利益となりました。

## 税金等調整前四半期純利益

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は、573億円となり、前年同期比3,654億円の減益となりました。

## 税金関係費用

当第2四半期連結累計期間の税金関係費用は、508億円の利益となりました。

## 少数株主損益

当第2四半期連結累計期間の少数株主損益(利益)は、前年同期比250億円減少し、135億円となりました。

## 四半期純利益

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の四半期純利益は、前年同期比2,324億円減少し、945億円となりました。

- 参考 -

( 図表 3 ) 損益状況 ( 銀行単体合算ベース )

	前第 2 四半期 累計期間 ( 自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日 )	当第 2 四半期 累計期間 ( 自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日 )	比較	当第 2 四半期 会計期間 ( 自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日 )
	金額 ( 億円 )	金額 ( 億円 )		金額 ( 億円 )
業務粗利益	8,490	7,656	833	4,240
資金利益	4,771	4,675	96	2,420
信託報酬	324	289	35	163
うち信託勘定与信関係費用				
役務取引等利益	1,792	1,463	328	845
特定取引利益	1,030	80	949	525
その他業務利益	571	1,147	576	285
経費 ( 除: 臨時処理分 )	4,347	4,565	218	2,297
実質業務純益 ( 除: 信託勘定与信関係費用 )	4,142	3,090	1,051	1,943
臨時損益等 ( 含: 一般貸倒 引当金純繰入額 )	945	2,992	2,047	2,244
うち一般貸倒引当金純繰入額 + 不良債権処理額	1,097	1,729	631	1,303
うち株式関係損益	739	407	1,146	622
経常利益	3,197	98	3,098	301
特別損益	562	1,127	565	709
うち貸倒引当金純取崩額等	558	424	134	25
四半期純利益	3,260	1,694	1,566	442
与信関係費用	538	1,304	766	1,278

与信関係費用 = 一般貸倒引当金純繰入額 + 不良債権処理額 + 貸倒引当金純取崩額等 + 信託勘定与信関係費用

## (2) セグメント情報

当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間におけるセグメント情報は以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況」、「1. 中間連結財務諸表」の「セグメント情報」に記載しております。

(図表4) 事業の種類別セグメント情報(経常利益の内訳)

	前第2四半期 連結累計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	当第2四半期 連結累計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	比較	当第2四半期 連結会計期間 (自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)		金額(億円)
銀行業	3,968	642	3,326	245
証券業	43	115	71	100
その他の事業	133	82	50	38
計	4,058	609	3,448	307
消去または全社	66	41	24	37
経常利益	3,991	567	3,423	270

\* 各事業の主な内容は以下のとおりであります。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他の事業...投資顧問業等

(図表5) 所在地別セグメント情報(経常利益の内訳)

	前第2四半期 連結累計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	当第2四半期 連結累計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	比較	当第2四半期 連結会計期間 (自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)		金額(億円)
日本	3,311	588	2,723	121
米州	621	472	148	263
欧州	86	632	545	499
アジア・オセアニア	252	196	56	79
計	4,099	625	3,473	278
消去または全社	107	57	49	8
経常利益	3,991	567	3,423	270

\* 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」にはイギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

当第2四半期連結累計期間における事業の種類別セグメント情報の経常利益は、銀行業で642億円、証券業で115億円、その他の事業で82億円、相殺消去額控除後で合計567億円となりました。また、同期における所在地別セグメント情報の経常利益は、日本で588億円、米州で472億円、欧州で632億円、アジア・オセアニアで196億円、相殺消去額控除後で合計567億円となりました。

### 3. 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(図表6)

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	1,544,121	1,532,220	11,900
うち有価証券	339,585	325,370	14,214
うち貸出金	656,087	675,906	19,819
負債の部	1,487,179	1,482,538	4,640
うち預金	761,753	754,806	6,946
うち譲渡性預金	100,887	103,509	2,622
純資産の部	56,941	49,681	7,260
株主資本合計	34,256	32,371	1,885
評価・換算差額等合計	4,764	724	4,040
少数株主持分	17,920	16,585	1,335

#### (1) 資産の部

##### 有価証券

(図表7)

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	339,585	325,370	14,214
国債	167,124	174,992	7,867
地方債	1,200	1,060	139
社債・短期社債	30,773	29,779	993
株式	46,454	43,952	2,502
その他の証券	94,031	75,585	18,446

当第2四半期連結会計期間末における有価証券は32兆5,370億円と、前年度末比1兆4,214億円減少いたしました。国債(日本国債)が7,867億円増加する一方で、その他の証券が1兆8,446億円減少し、株式も2,502億円減少いたしました。

##### 貸出金

(図表8)

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	656,087	675,906	19,819

当第2四半期連結会計期間末における貸出金は67兆5,906億円と、前年度末比1兆9,819億円増加しております。

(2) 負債の部  
預金  
( 図表 9 )

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	761,753	754,806	6,946
譲渡性預金	100,887	103,509	2,622

当第2四半期連結会計期間末における預金は75兆4,806億円と、前年度末比6,946億円減少しております。  
また譲渡性預金は10兆3,509億円と前年度末比2,622億円増加しております。

(3) 純資産の部  
( 図表10 )

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
純資産合計	56,941	49,681	7,260
株主資本合計	34,256	32,371	1,885
資本金	15,409	15,409	-
資本剰余金	4,110	4,112	1
利益剰余金	14,761	12,912	1,848
自己株式	25	62	37
評価・換算差額等合計	4,764	724	4,040
その他有価証券評価差額金	4,013	487	3,526
繰延ヘッジ損益	59	394	454
土地再評価差額金	1,474	1,467	7
為替換算調整勘定	783	835	51
少数株主持分	17,920	16,585	1,335

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は4兆9,681億円となりました。主な変動は以下のとおりです。  
利益剰余金は、前年度末比1,848億円減少し、1兆2,912億円となりました。  
その他有価証券評価差額金は、前年度末比3,526億円減少し、487億円となりました。  
少数株主持分は、前年度末比1,335億円減少し、1兆6,585億円となりました。

#### 4. 不良債権に関する分析（銀行単体合算ベース）

（図表11）金融再生法開示債権（銀行勘定＋信託勘定）

	前事業年度末 （平成20年3月31日）	当第2四半期 会計期間末 （平成20年9月30日）	比較
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	1,373	2,053	680
危険債権	3,755	4,347	592
要管理債権	6,904	5,058	1,846
小計（要管理債権以下）（A）	12,032	11,458	573
正常債権	731,571	749,594	18,023
合計（B）	743,604	761,053	17,449
（A）／（B）（％）	1.61	1.50	0.11

銀行単体合算ベースの当第2四半期会計期間末の不良債権残高（要管理債権以下(A)）は、要管理債権の減少により、前年度末比573億円減少し、1兆1,458億円となりました。不良債権比率は0.11ポイント改善し、1.50%となっております。

#### （事業上及び財務上の対処すべき課題）

サブプライム問題を契機とする世界的な金融市場の混乱が、欧米をはじめとする世界各国の実体経済に大きな影響を与えており、わが国におきましても金融・経済全般にわたりその影響は深刻さを増しております。

こうした足元の厳しい環境変化を踏まえ、当社グループでは、財務の健全性を十分に維持しつつ、お客さまニーズに基づき編成された三つのグローバルグループが、それぞれの特色を活かしたビジネス戦略を着実に遂行してまいります。グループ各社は、メリハリをつけた経営資源配分により資本の有効活用を図るなど効率的な業務運営を一層進めてまいります。また各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。併せて、盤石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢を構築することで、国内外のお客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

#### 〔ビジネス戦略〕

##### <グローバルコーポレートグループ>

みずほコーポレート銀行は、一段と不透明さを増す足元の市場環境を十分に見極めながら経営資源の選別的・機動的な投入等を行い、グローバルな戦略展開を進めてまいります。すなわち、リスク管理等のグローバルなビジネス基盤の構築を前提に、国内外においてお客さまニーズに即した高度かつ多様な金融ソリューション提供力の強化を目指し、具体的には以下の施策に重点的に取り組んでまいります。米国では、平成18年12月に取得した、米国銀行持株会社法に基づくFinancial Holding Company（金融持株会社）の資格を活用し、銀行・証券連携によりお客さまを一体的にサポートする投資銀行ビジネスを展開してまいります。日本では、銀行・証券の業際規制緩和の動きを見据え、みずほ証券との連携を一層高度化し各種ソリューションを提供してまいります。また、平成19年6月に中国で営業を開始した「みずほコーポレート銀行（中国）有限公司」をベースとして、中国内拠点の拡充を進めていくとともに、その他の地域についても、戦略的かつ機動的に拠点ネットワークを拡充してまいります。さらに、これまで中国やインド等の有力金融機関との提携・出資を行ってまいりましたが、拠点ネットワークを補完し、各地域へのお客さまの事業展開をよりきめ細かくサポートする観点から、引き続き外部金融機関との戦略的提携を推進してまいります。

みずほ証券は、既にリスク管理等内部管理態勢を見直し、その強化に取り組んでおります。さらに、平成20年4月に公表いたしました「事業改革プログラム」を実施し、業務運営体制の抜本的な改革に努めております。具体的には、メリハリをつけた経営資源配分を行って収益力の強化を図り、併せて市場関連業務におけるリスク管理態勢・海外拠点管理態勢の強化策も着実に推進しております。また、効率的かつ機動的な組織運営を確保するために、平成20年6月に部室数の5割削減による組織のスリム化を実施したほか、希望退職を含めた300人程度の人員削減、平成19年度比20%の経費削減、役員報酬の削減等を実施しております。そのうえで、平成21年5月（予定）に向けて新光証券との合併を円滑に実現すべく万全の準備を進めてまいります。

#### <グローバルリテールグループ>

みずほ銀行は、「我が国最強のリテールバンク」を目指して、強固な顧客基盤と強力な人材基盤を背景に、成長分野への戦略的な経営資源の投下、適切な信用リスク管理体制に基づいた貸出運営、グループ連携の更なる強化等により強靱な収益基盤を築き、高効率なビジネスモデルを確立してまいります。具体的には、平成22年度を目処に、有人500拠点体制の構築とフィナンシャルコンサルタントの4,000名への増員を行うと共に、お客様の証券・信託ニーズにもお応えするため、みずほインベスターズ証券との共同店舗「プラネットブース」を引き続き展開し、信託推進室による全店サポートも強力に推進してまいります。さらにグループの証券・信託銀行との人材交流も積極的に行い人材面の強化を図っていくこと等により、個人のお客様に対するコンサルティング力を強化し、預り資産の増強に努めてまいります。中小企業をはじめとする法人のお客様とのお取引につきましては、強固な与信管理体制のもとでお客様の経営実態や特性に応じた適切なリスクテイクを行い、円滑な資金供給を行ってまいります。併せて、プロフェッショナルな人材の育成、グループの銀行・証券・信託銀行等との連携強化により、最高品質のソリューションを提供してまいります。

#### <グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ>

みずほ信託銀行は、コンサルティング力や商品開発力の一層の強化、みずほ銀行をはじめとするグループ会社のお客様への信託機能の提供、お客様から信頼される営業及び内部管理の徹底、専門性の高い人材の育成により、「“アセット&ウェルス” マネジメントにおけるトップブランド」を目指してまいります。

みずほプライベートウェルスマネジメントは、オーナーコンサルティング機能の一層の強化、お客様のニーズを踏まえた新商品・サービスの開発、プロフェッショナルな人材の育成により、高品質なウェルスマネジメントを推進し、先駆的プレーヤーとしての地位を確立してまいります。

また、みずほ投信投資顧問とD I A Mアセットマネジメントは、当社グループの資産運用ビジネスの中核を担う会社として、お客様の幅広いニーズにお応えしてまいります。

当社グループは、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客様のより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指し、強固な内部管理態勢のもとでビジネス戦略を着実に遂行するとともに、金融教育の支援や環境への取組といったC S R活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（第一基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,540,965	1,540,965
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	411,093	411,227
	利益剰余金	1,490,642	1,290,145
	自己株式（ ）	2,426	6,270
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	為替換算調整勘定	36,728	83,501
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	1,527,745	1,636,434
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,314,022	1,461,208
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	12,543	10,633
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	-	31,282
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	4,918,748	4,747,084
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	-
計（A）	4,918,748	4,747,084	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注3）	416,084	524,000	

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	842,396	56,949
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	114,437	113,069
	一般貸倒引当金	6,575	7,052
	適格引当金が期待損失額を上回る額	63,244	-
	負債性資本調達手段等	2,694,225	2,794,412
	うち永久劣後債務(注4)	691,955	681,855
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	2,002,269	2,112,557
	計	3,720,880	2,971,484
	うち自己資本への算入額 (B)	3,720,880	2,971,484
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注6) (D)	316,748	337,319
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	8,322,880	7,381,249
リスク・アセ ット等	資産(オン・バランス)項目	49,915,310	48,689,848
	オフ・バランス取引等項目	11,747,507	10,446,785
	信用リスク・アセットの額 (F)	61,662,817	59,136,634
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	2,680,278	1,753,038
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	214,422	140,243
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (J) / 8% ) (I)	3,905,560	3,575,196
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	312,444	286,015
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た 額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて 得た額 (K)	2,276,506	-
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	70,525,162	64,464,870
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (L) × 100(%)		11.80	11.45
(参考)Tier 1比率 = (A) / (L) × 100(%)		6.97	7.36

(注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

- 平成20年9月30日における「繰延税金資産の純額に相当する額」は841,048百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は949,416百万円であります。
- 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
  - 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - 利払い義務の延期が認められるものであること
- 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

( ) 優先出資証券の概要

当社は、当社の海外特別目的会社が発行している下記の各優先出資証券を当社の「連結自己資本比率」の「基本的項目」に算入しております。

当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) Limited (以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited (以下、「MPC 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ステップ・アップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ステップ・アップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	1,760億円	1,710億円
払込日	平成11年3月15日	平成14年2月14日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPCに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当社優先株式(注2)への配当が停止された場合 当社がMPCに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当社がMPCに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC 1に対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当社優先株式(注2)への配当が停止された場合 当社がMPC 1に対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当社がMPC 1に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合

強制配当事由	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。
分配可能額制限	当社がMPCに対して分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合、配当は可処分分配可能額(注3)に制限される。	当社がMPC 1に対して分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合、配当は可処分分配可能額(注3)に制限される。
配当制限	当社優先株式(注2)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注6)への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注2)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注6)への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注2)と同格	当社優先株式(注2)と同格

#### 優先出資証券の概要(つづき)

発行体	Mizuho Capital Investment (USD) 1 Limited(以下、「MCI(USD)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(USD)1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (EUR) 1 Limited(以下、「MCI(EUR)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(EUR)1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成23年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初5年間は固定配当(ただし、平成23年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	平成23年6月までは毎年6月30日 平成23年12月以降は毎年6月30日及び12月30日
発行総額	6億米ドル	5億ユーロ
払込日	平成18年3月13日	平成18年3月13日

配当停止条件	<p>(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注11)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回る事となり、かつ、当社がMCI(USD)1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(USD)1に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注12)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回る事となり、かつ、当社がMCI(EUR)1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(EUR)1に対して配当停止通知を送付した場合</p>
強制配当事由	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(USD)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(EUR)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本MCI(USD)1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。	本MCI(EUR)1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注12)の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(USD)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(EUR)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格

#### 優先出資証券の概要(つづき)

発行体	Mizuho Capital Investment (JP Y) 1 Limited (以下、「MCI(JP Y)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(JPY)1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (JP Y) 2 Limited (以下、「MCI(JP Y)2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(JPY)2優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (JP Y) 3 Limited (以下、「MCI(JP Y)3」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MCI(JPY)3優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券

償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成30年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成31年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成30年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。) Series B 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	4,000億円	2,745億円	Series A 2,495億円 Series B 535億円
払込日	平成19年1月12日	平成20年1月11日	平成20年7月11日
配当停止条件	(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注14)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合	(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注15)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)2に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)2に対して配当停止通知を送付した場合	(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注16)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)3に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)3に対して配当停止通知を送付した場合

強制配当事由	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)2優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)3優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本MCI(JPY)1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注14)の範囲で支払われる。	本MCI(JPY)2優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注15)の範囲で支払われる。	本MCI(JPY)3優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注16)の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)2優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)3優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格

(注)1. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当社が各発行体に対して交付する証明書(ただし、損失補填事由が以下の場合には、その交付は当社の裁量による)であり、損失補填事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、債務不履行またはその恐れのある場合、債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、ある事業年度に当社優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。)の合計額を控除したものをいう。ただし、当社以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当社の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPC(MPC1の欄については、MPC1)との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券(以下、「パラレル証券」という。)が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。

調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4. 分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当社から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当社普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6. パリティ優先出資証券

MPC(MPC1については、MPC1)が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC優先出資証券(MPC1については、本MPC1優先出資証券。以下、本注記において同様。)と同じである優先出資証券及び本MPC優先出資証券の総称。(たとえば、MPC1のケースでは、パリティ優先出資証券とは本MPC1優先出資証券及び今後新たに発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。)

7. 清算事由

当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当社につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当社につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

1 1. 本MCI(USD)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(USD)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(USD)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(USD)1優先出資証券および6月の本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(USD)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(USD)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

1 2. 本MCI(EUR)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

(平成23年6月の配当支払日まで)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(EUR)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)に対する本年度の満額配当金額で按分した金額

(平成23年12月の配当支払日以降)

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(EUR)1優先出資証券および6月の本MCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(EUR)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

1 3. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

1 4. 本MCI(JPY)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(JPY)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY)1優先出資証券および6月の本MCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

1 5. 本MCI(JPY)2優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(JPY)2優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY)2優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY)2優先出資証券および6月の本MCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)2優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY)2優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

16. 本MCI(JPY)3優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(JPY)3優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY)3優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY)3優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額(平成20年12月の配当可能金額を除く)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(JPY)3優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY)3優先出資証券および6月の本MCI(JPY)3優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)3優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY)3優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

平成20年12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、その時点での事業年度の開始後平成20年6月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)3優先出資証券への平成20年12月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年6月30日の翌日から平成20年12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,115,759
第十一種の優先株式	1,369,512
第十二種の優先株式	1,500,000
第十三種の優先株式	1,500,000
計	28,485,271

- (注) 1. 「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款第6条但書に定めております。
2. 平成20年7月7日から平成20年7月24日(約定ベース)にかけて自己株式(普通株式)283,500株を取得し、276,500株を平成20年9月26日に消却したことにより、普通株式276,500株が減少いたしました。
3. また、平成20年7月から8月までに取得請求により取得した第十一回第十一種優先株式28,988株を平成20年9月26日に消却したことにより、第十一回第十一種優先株式28,988株が減少いたしました。
4. 平成20年6月26日開催の第6期定時株主総会において、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当ての件及び定款等一部変更の件が決議されておりますので、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行日の前日である平成21年1月4日を効力発生日として、発行可能株式総数は以下のとおりになります。
- なお、上記の効力発生日までに、株式の消却があった場合には、定款第6条但書の規定に基づき、これに相当する株式の数の1,000倍の数を上記効力発生日における定款に規定されている発行可能株式総数から減じるものとします。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,115,759,000
第十一種の優先株式	1,369,512,000
第十二種の優先株式	1,500,000,000
第十三種の優先株式	1,500,000,000
計	28,485,271,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,178,846.66	11,178,939.66	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所 (注)1.	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2.
第十一回 第十一種 優先株式	914,752	同左	非上場	(注)3.
第十三回 第十三種 優先株式	36,690	同左	非上場	(注)4.
計	12,130,288.66	12,130,381.66		

(注)1. 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2. 普通株式の提出日現在発行数(株)には、平成20年11月1日から当第2四半期報告書を提出する日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれておりません。

3. 第十一回第十一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年20,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき10,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。

当初取得価額

当初取得価額は、536,700円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における普通株式の時価が、当該取得価額修正日の前日に有効な取得価額を下回る場合には、当該取得価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が322,000円を下回る場合には、322,000円(以下「下限取得価額」という。)を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

#### 取得価額の調整

取得価額（下限取得価額を含む。）は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

#### (4) 優先株式の一斉取得

平成28年6月30日までに取得請求のなかった優先株式は、平成28年7月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに1株につき、1,000,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限取得価額（ただし、その価額が50,000円を下回る場合は50,000円とする。）を下回るときは、1,000,000円を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

#### (5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

#### (6) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

#### (7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

### 4. 第十三回第十三種優先株式の概要は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年30,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

##### 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

##### 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき15,000円の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

#### (3) 取得条項

平成25年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき1,000,000円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(5) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日 (注)1.	246,396	12,130,288.66		1,540,965		385,241

- (注) 1.平成20年7月1日から平成20年9月30日までに、第十一回第十一種優先株式31,738株の取得請求により、普通株式59,092株が増加いたしました。また、平成20年9月26日に普通株式276,500株、第十一回第十一種優先株式28,988株の消却を実施いたしました。その結果、発行済株式総数は、246,396株減少いたしました。なお、平成20年9月30日現在、当社は第十一回第十一種優先株式2,750株を自己株式として所有しております。
- 2.平成20年10月1日から平成20年10月31日までに、第十一回第十一種優先株式50株の取得請求により、普通株式93株が増加いたしました。

(5) 【大株主の状況】  
普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	695,228.00	6.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	485,356.00	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	407,641.00	3.64
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	279,158.00	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	173,834.00	1.55
ヒーロー アンド カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	101 BARCLAY STREET ADR DEPT 22 WEST NEW YORK, NY 10286 USA. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	157,364.00	1.40
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海一丁目8番12号	137,000.00	1.22
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	132,630.76	1.18
オーディー05 オムニバス チャイナ トリーティ 808150 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	130,307.00	1.16
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	89,349.00	0.79
計	-	2,687,867.76	24.04

(注) ヒーロー アンド カンパニーは、米国預託証券(ADR)発行のため預託された株式の名義人であります。

## 優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ドイチェバンク アーゲー ロンドン 610 (常任代理人 ドイツ証券 株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	52,770	5.54
クレジット スイス ファ ースト ポストン ヨーロ ッパ ピービーセク アイ エヌティ ノントリーティ クライアント (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ, U.K (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	52,220	5.48
ユービーエス エーゲー ロンドン アカウント アイ ビービー セグリゲイテ ッド クライアント アカ ウント (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	49,510	5.20
ゴールドマン・サックス・ インターナショナル (常任代理人ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木六丁目10番1号)	41,115	4.32
モルガン・スタンレー・ア ンド・カンパニー・インタ ーナショナル・ピーエルシ ー (常任代理人 モルガン・ス タンレー証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, ENGLAND (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)	34,445	3.62
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	27,000	2.83
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	25,000	2.62
モルガン・スタンレー ア ンド カンパニー インク (常任代理人 モルガン・ス タンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)	19,290	2.02
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	19,000	1.99
ビーエヌピー パリバ ロ ンドン ブランチ フォー ビーエヌピーピーピー エボトック (常任代理人 香港上海銀行)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	16,350	1.71
計	-	336,700	35.38

(注) 上記株主の所有株式数につきましては、第十一回第十一種及び第十三回第十三種優先株式の合計を記載しておりま  
す。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 951,442		優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
第十一回第十一種優先株式	914,752		
第十三回第十三種優先株式	36,690		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 12,421		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式11,145,868	11,145,868	同上
端株	普通株式 20,557.66		
発行済株式総数	12,130,288.66		
総株主の議決権		11,145,868	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が386株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数386個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	11,250		11,250	0.10
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	1,171		1,171	0.01
計	-	12,421		12,421	0.11

(注) 1. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 上記のほか、相互保有株式として、株主名簿上はみずほインベスターズ証券株式会社名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が1株(議決権の数1個)あります。

なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(千円)	560	567	606	597	516	479
最低(千円)	364	500	491	460	440	378

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の様況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5【経理の状況】

- 1．当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。  
なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。  
なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表については、新日本監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。  
なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【中間連結財務諸表】  
 (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	8 3,234,898	8 4,171,640	8 3,483,802
コールローン及び買入手形	406,491	265,068	248,728
買現先勘定	10,312,578	9,348,124	7,233,199
債券貸借取引支払保証金	7,291,739	7,876,720	9,069,138
買入金銭債権	3,348,693	3,015,030	3,388,461
特定取引資産	2, 8 12,481,601	2, 8 12,282,278	2, 8 13,856,237
金銭の信託	32,410	44,322	32,827
有価証券	1, 2, 8, 16 36,153,905	1, 2, 8, 16 32,537,063	1, 2, 8, 16 33,958,537
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 66,056,468	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 67,590,699	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 65,608,705
外国為替	7 766,307	7 787,036	7 803,141
その他資産	8 6,117,328	8 9,339,495	8 10,984,529
有形固定資産	8, 10, 11, 12 792,866	8, 10, 11 803,714	8, 10, 11, 12 802,692
無形固定資産	253,354	293,992	284,825
債券繰延資産	3	-	-
繰延税金資産	438,617	850,185	607,920
支払承諾見返	16 4,807,434	4,704,366	4,733,852
貸倒引当金	782,653	687,701	684,465
投資損失引当金	142	23	30
資産の部合計	151,711,905	153,222,014	154,412,105

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>			
預金	8 74,167,419	8 75,480,661	8 76,175,319
譲渡性預金	8,572,632	10,350,995	10,088,721
債券	3,919,564	2,719,624	3,159,443
コールマネー及び売渡手形	8 6,473,059	8 7,047,585	8 6,693,712
売現先勘定	8 13,700,034	8 13,348,752	8 11,511,019
債券貸借取引受入担保金	8 6,754,515	8 6,435,649	8 6,927,740
コマーシャル・ペーパー	-	-	30,000
特定取引負債	7,978,672	7,427,337	8,313,072
借入金	8, 13 5,298,957	8, 13 5,310,414	8, 13 4,818,895
外国為替	186,481	264,737	222,652
短期社債	1,046,363	694,587	787,784
社債	14 3,556,844	14 4,385,279	14 4,052,189
信託勘定借	1,211,478	1,012,753	1,119,946
その他負債	8 7,445,823	8,796,570	9,795,054
賞与引当金	32,368	31,160	43,375
退職給付引当金	36,154	36,493	36,019
役員退職慰労引当金	5,779	1,853	7,057
貸出金売却損失引当金	23,468	54,231	50,895
偶発損失引当金	16,542	15,839	14,095
ポイント引当金	6,196	9,837	8,349
預金払戻損失引当金	9,420	9,699	9,614
特別法上の引当金	2,670	1,750	2,680
繰延税金負債	127,249	9,136	11,354
再評価に係る繰延税金負債	10 105,803	10 104,549	10 105,096
支払承諾	16 4,807,434	4,704,366	4,733,852
<b>負債の部合計</b>	<b>145,484,934</b>	<b>148,253,870</b>	<b>148,717,945</b>
<b>純資産の部</b>			
資本金	1,540,965	1,540,965	1,540,965
資本剰余金	411,093	411,227	411,093
利益剰余金	1,490,943	1,291,244	1,476,129
自己株式	2,426	6,270	2,507
<b>株主資本合計</b>	<b>3,440,575</b>	<b>3,237,166</b>	<b>3,425,680</b>
その他有価証券評価差額金	1,180,567	48,718	401,375
繰延ヘッジ損益	91,961	39,498	5,985
土地再評価差額金	10 148,501	10 146,715	10 147,467
為替換算調整勘定	36,728	83,501	78,394
評価・換算差額等合計	1,200,379	72,433	476,434
少数株主持分	1,586,015	1,658,543	1,792,045
<b>純資産の部合計</b>	<b>6,226,971</b>	<b>4,968,143</b>	<b>5,694,159</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>151,711,905</b>	<b>153,222,014</b>	<b>154,412,105</b>

## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約連
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	2,256,140		1,903,592		4,523,510
資金運用収益	1,520,768		1,217,613		2,864,796
(うち貸出金利息)	755,864		723,683		1,507,449
(うち有価証券利息配当金)	361,921		262,586		671,783
信託報酬	33,115		29,749		64,355
役務取引等収益	295,737		254,606		596,759
特定取引収益	140,298		114,998		249,076
その他業務収益	108,598		173,392		294,356
その他経常収益	1 157,621		1 113,231		1 454,165
経常費用	1,856,956		1,846,804		4,126,390
資金調達費用	982,867		694,209		1,801,156
(うち預金利息)	313,654		236,118		581,601
(うち債券利息)	13,008		9,420		23,746
役務取引等費用	57,057		54,473		102,233
特定取引費用	18,264		62,078		192,927
その他業務費用	52,453		62,276		312,094
営業経費	559,564		604,469		1,124,527
その他経常費用	2 186,749		2 369,296		2 593,450
経常利益	399,184		56,788		397,120
特別利益	3 28,656		3 17,008		3 125,571
特別損失	4 5,069		4 16,468		4 36,629
税金等調整前中間純利益	422,770		57,328		486,062
法人税、住民税及び事業税	19,121		12,295		32,212
法人税等調整額	37,983		63,141		118,546
法人税等合計			50,845		
少数株主利益	38,604		13,597		24,079
中間純利益	327,061		94,577		311,224

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,540,965	1,540,965	1,540,965
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	1,540,965	1,540,965	1,540,965
資本剰余金			
前期末残高	411,110	411,093	411,110
当中間期変動額			
自己株式の処分	9	133	-
自己株式の消却	9	-	-
持分法適用会社の減少に伴う自己株式処分差益相 当額の減少	16	-	16
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式 処分差益相当額の減少	0	-	0
当中間期変動額合計	16	133	16
当中間期末残高	411,093	411,227	411,093
利益剰余金			
前期末残高	1,440,310	1,476,129	1,440,310
在外子会社の会計処理変更に伴う増加額	2,867	-	2,867
当中間期変動額			
剰余金の配当	101,229	133,898	101,229
中間純利益	327,061	94,577	311,224
自己株式の処分	-	26	1
自己株式の消却	180,180	146,308	180,189
土地再評価差額金の取崩	2,114	771	3,148
当中間期変動額合計	47,765	184,884	32,951
当中間期末残高	1,490,943	1,291,244	1,476,129
自己株式			
前期末残高	32,330	2,507	32,330
当中間期変動額			
自己株式の取得	150,327	150,272	150,464
自己株式の処分	41	140	100
自己株式の消却	180,189	146,308	180,189
持分法適用会社が保有する親会社株式等の増加	-	-	3
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	0	60	-
当中間期変動額合計	29,904	3,762	29,822
当中間期末残高	2,426	6,270	2,507

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	3,360,055	3,425,680	3,360,055
在外子会社の会計処理変更に伴う増加額	2,867	-	2,867
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	101,229	133,898	101,229
中間純利益	327,061	94,577	311,224
自己株式の取得	150,327	150,272	150,464
自己株式の処分	51	248	98
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	2,114	771	3,148
持分法適用会社の減少に伴う自己株式処分差益相当額の減少	16	-	16
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式処分差益相当額の減少	0	-	0
持分法適用会社が保有する親会社株式等の増加	-	-	3
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	0	60	-
当中間期変動額合計	77,652	188,513	62,757
当中間期末残高	3,440,575	3,237,166	3,425,680
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	1,550,628	401,375	1,550,628
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	370,061	352,656	1,149,253
当中間期変動額合計	370,061	352,656	1,149,253
当中間期末残高	1,180,567	48,718	401,375
<b>繰延ヘッジ損益</b>			
前期末残高	111,042	5,985	111,042
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	19,081	45,484	117,028
当中間期変動額合計	19,081	45,484	117,028
当中間期末残高	91,961	39,498	5,985
<b>土地再評価差額金</b>			
前期末残高	150,616	147,467	150,616
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,114	752	3,148
当中間期変動額合計	2,114	752	3,148
当中間期末残高	148,501	146,715	147,467

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
為替換算調整勘定			
前期末残高	38,964	78,394	38,964
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,236	5,107	39,429
当中間期変動額合計	2,236	5,107	39,429
当中間期末残高	36,728	83,501	78,394
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,551,237	476,434	1,551,237
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	350,857	404,000	1,074,803
当中間期変動額合計	350,857	404,000	1,074,803
当中間期末残高	1,200,379	72,433	476,434
少数株主持分			
前期末残高	1,813,115	1,792,045	1,813,115
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	227,100	133,502	21,070
当中間期変動額合計	227,100	133,502	21,070
当中間期末残高	1,586,015	1,658,543	1,792,045
純資産合計			
前期末残高	6,724,408	5,694,159	6,724,408
在外子会社の会計処理変更に伴う増加額	2,867	-	2,867
当中間期変動額			
剰余金の配当	101,229	133,898	101,229
中間純利益	327,061	94,577	311,224
自己株式の取得	150,327	150,272	150,464
自己株式の処分	51	248	98
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	2,114	771	3,148
持分法適用会社の減少に伴う自己株式処分差益相当額の減少	16	-	16
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式処分差益相当額の減少	0	-	0
持分法適用会社が保有する親会社株式等の増加	-	-	3
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	0	60	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	577,957	537,502	1,095,873
当中間期変動額合計	500,305	726,016	1,033,116
当中間期末残高	6,226,971	4,968,143	5,694,159

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の
			連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	422,770	57,328	486,062
減価償却費	63,372	70,664	132,721
減損損失	1,009	1,015	2,698
のれん償却額	-	1	27,688
持分法による投資損益(は益)	5,886	2,347	9,083
貸倒引当金の増減( )	74,008	3,475	163,096
投資損失引当金の増減額(は減少)	32	7	144
貸出金売却損失引当金の増減額(は減少)	23,468	3,335	50,895
偶発損失引当金の増減額(は減少)	3,495	1,744	1,048
賞与引当金の増減額(は減少)	8,096	11,386	5,152
退職給付引当金の増減額(は減少)	595	478	655
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	705	5,204	565
ポイント引当金の増減額(は減少)	2 2,422	1,488	2 4,575
預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	9,420	84	9,614
資金運用収益	1,520,768	1,217,613	2,864,796
資金調達費用	982,867	694,209	1,801,156
有価証券関係損益( )	116,628	56,376	180,014
金銭の信託の運用損益(は運用益)	58	61	238
為替差損益(は益)	28,435	23,691	998,555
固定資産処分損益(は益)	644	2,456	1,700
特定取引資産の純増( )減	2,057,483	1,496,982	3,723,814
特定取引負債の純増減( )	337,569	825,760	299,439
貸出金の純増( )減	9,700	2,222,493	590,397
預金の純増減( )	685,180	476,076	2,299,855
譲渡性預金の純増減( )	217,252	265,361	1,528,780
債券の純増減( )	804,883	439,818	1,563,995
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	719,171	512,528	225,338
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増( )減	39,775	366,574	523,301
コールローン等の純増( )減	1,047,841	1,755,289	845,166
債券貸借取引支払保証金の純増( )減	1,332,471	1,192,417	444,926
コールマネー等の純増減( )	530,486	2,211,282	266,469
コマーシャル・ペーパーの純増減( )	30,000	30,000	-
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	807,733	492,090	980,959
外国為替(資産)の純増( )減	129,220	6,540	51,635
外国為替(負債)の純増減( )	153,725	42,053	99,831
短期社債(負債)の純増減( )	204,492	93,196	54,086
普通社債発行及び償還による増減( )	379,969	330,643	825,207
信託勘定借の純増減( )	76,119	107,193	15,412
資金運用による収入	1,544,883	1,236,316	2,922,168
資金調達による支出	983,235	729,443	1,803,557
その他	133,182	464,138	1,603,353
小計	618,240	99,943	123,352
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	106,562	59,161	47,362
営業活動によるキャッシュ・フロー	511,678	40,782	170,714

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	40,795,981	39,217,450	83,933,854
有価証券の売却による収入	29,396,607	30,614,217	66,532,713
有価証券の償還による収入	11,775,122	9,443,083	16,585,885
金銭の信託の増加による支出	15,000	31,700	23,000
金銭の信託の減少による収入	32,145	20,193	39,869
有形固定資産の取得による支出	32,915	27,548	84,804
無形固定資産の取得による支出	54,665	20,291	128,392
有形固定資産の売却による収入	7,109	5,525	18,450
無形固定資産の売却による収入	386	643	10,216
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	-	136,627
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	838	-	838
投資活動によるキャッシュ・フロー	313,647	786,674	1,118,704
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	74,000	230	129,859
劣後特約付借入金の返済による支出	58,062	-	83,000
劣後特約付社債の発行による収入	80,500	26,500	239,704
劣後特約付社債の償還による支出	136,489	12,100	142,589
少数株主からの払込みによる収入	7,343	306,359	288,196
少数株主への払戻しによる支出	185,500	387,938	185,500
配当金の支払額	101,041	133,203	101,115
少数株主への配当金の支払額	59,100	53,022	80,277
自己株式の取得による支出	150,327	150,272	150,464
自己株式の売却による収入	51	114	98
財務活動によるキャッシュ・フロー	528,627	403,331	85,087
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,448	423	160
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	725,210	342,135	1,033,237
現金及び現金同等物の期首残高	3,089,030	2,055,793	3,089,030
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	0	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 2,363,820	1 2,397,928	1 2,055,793

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 137社            主要な会社名            株式会社みずほ銀行            株式会社みずほコーポレート銀行            みずほ信託銀行株式会社            みずほ証券株式会社            なお、瑞穂実業銀行（中国）有限公司他10社は、設立等により当中間連結会計期間から連結しております。            また、ユーシーカード株式会社他6社は、株式の一部売却により連結の範囲から除外しております。            （追加情報）            財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社27社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「（開示対象特別目的会社関係）」の注記に掲げております。            なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p> <p>(2) 非連結子会社            該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 147社            主要な会社名            株式会社みずほ銀行            株式会社みずほコーポレート銀行            みずほ信託銀行株式会社            みずほ証券株式会社            なお、Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited他3社は、設立等により当中間連結会計期間から連結しております。            また、みずほクレジット株式会社他2社は、清算等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社            該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 146社            主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。            なお、瑞穂実業銀行（中国）有限公司他22社は、設立等により当連結会計年度から連結しております。            また、ユーシーカード株式会社他9社は、株式の一部売却等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社            該当ありません。            （追加情報）            財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社27社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「（開示対象特別目的会社関係）」の注記に掲げております。            なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																										
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 22社</p> <p>主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 なお、ユーシーカード株式会社他3社は、当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。 また、日本抵当証券株式会社は、株式の売却により持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社</p> <p>主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 22社</p> <p>主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 なお、日本株主データサービス株式会社他1社は、設立により当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。 また、Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co.,Ltd.は、株式の売却により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 21社</p> <p>主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 なお、ユーシーカード株式会社他4社は、当連結会計年度から持分法の対象に含めております。 また、日本抵当証券株式会社他2社は、株式の売却等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社</p> <p>主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>																										
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>53社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>61社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>22社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	53社	9月末日	61社	12月最終営業日の前日	22社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>58社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>61社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>23社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日、6月最終営業日の前日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月最終営業日の前日	4社	6月末日	58社	9月末日	61社	12月最終営業日の前日	23社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>24社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>58社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>63社</td></tr> </table> <p>(2) 6月最終営業日の前日及び10月末日を決算日とする連結子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月最終営業日の前日	24社	10月末日	1社	12月末日	58社	3月末日	63社
4月末日	1社																												
6月末日	53社																												
9月末日	61社																												
12月最終営業日の前日	22社																												
4月末日	1社																												
6月最終営業日の前日	4社																												
6月末日	58社																												
9月末日	61社																												
12月最終営業日の前日	23社																												
6月最終営業日の前日	24社																												
10月末日	1社																												
12月末日	58社																												
3月末日	63社																												

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
4. 開示 対象特 別目的 会社に 関する 事項		<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)26社に係る借入及びコマースナル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社26社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は3,200,477百万円、負債総額(単純合算)は3,199,529百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr> <td>貸出金</td> <td>2,217,597百万円</td> </tr> <tr> <td>信用枠及び流動性枠</td> <td>551,671百万円</td> </tr> </table> <p>主な損益</p> <table> <tr> <td>貸出金利息</td> <td>11,790百万円</td> </tr> <tr> <td>役務取引等収益</td> <td>1,545百万円</td> </tr> </table>	貸出金	2,217,597百万円	信用枠及び流動性枠	551,671百万円	貸出金利息	11,790百万円	役務取引等収益	1,545百万円	
貸出金	2,217,597百万円										
信用枠及び流動性枠	551,671百万円										
貸出金利息	11,790百万円										
役務取引等収益	1,545百万円										

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
5. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が7,773百万円、有価証券が16,993百万円、その他有価証券評価差額金が15,024百万円、繰延税金負債が4,596百万円減少するとともに、繰延税金資産が5,146百万円増加しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p> <p>(口) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。</p>	<p>(口)</p> <p>同左</p>	<p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が152百万円増加し有価証券が49,948百万円減少するとともに、繰延税金資産が13,549百万円増加しその他有価証券評価差額金が36,246百万円減少しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p> <p>(口)</p> <p>同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 (リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 その他 2年～20年</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法による場合に比べ540百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法による場合に比べ1,109百万円減少しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産 (リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法による場合に比べ2,211百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法による場合に比べ1,687百万円減少しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費 発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の適用する最長期間内の一定期間で均等償却を行っております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費</p> <p>同左</p> <p>債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費</p> <p>同左</p> <p>債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の適用する最長期間内の一定期間で均等償却を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>社債発行差金及び債券発行差金 社債及び債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金及び債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債及び債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債及び債券から直接控除してあります。</p>	<p>社債発行差金 社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除してあります。</p>	<p>社債発行差金 社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除してあります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は532,965百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は468,518百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は515,809百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
(7) 投資損失引当金の計上基準 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金49,717百万円を相殺表示しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金45,939百万円を相殺表示しております。</p>	
(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準  同左	(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	
(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。	(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準  同左	(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要な額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。	

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間未までに発生していると認められる額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度未までに発生していると認められる額を計上しております。
	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 (追加情報) 昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金に対する損失について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 売却予定貸出金に対する損失について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 (追加情報) 昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金に対する損失について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(12) 偶発損失引当金の計上基準 オフバランス取引や信託取引のうち他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準  同左	(12) 偶発損失引当金の計上基準  同左
	(13) ポイント引当金の計上基準 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (表示方法の変更) 従来、金額重要性を勘案し「その他負債」に含めて計上しておりましたが、みずほマイレージクラブの会員増加に伴い金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間から区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれるポイント引当金は1,250百万円であります。	(13) ポイント引当金の計上基準 主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(13) ポイント引当金の計上基準 主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。 (表示方法の変更) 従来、金額重要性を勘案し「その他負債」に含めて計上しておりましたが、みずほマイレージクラブの会員増加に伴い金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。なお、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれるポイント引当金は3,773百万円であります。
	(14) 預金払戻損失引当金の計上基準 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、預金払戻損失引当金として計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は9,420百万円減少しております。	(14) 預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。	(14) 預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は9,614百万円減少しております。

	<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金2,670百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。 なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金2,680百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。 なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。 (表示方法の変更) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成19年8月8日)により改正され、平成19年9月30日から施行されることになったことに伴い、「特別利益」に計上しておりました「金融先物取引責任準備金取崩額」及び「特別損失」に計上しておりました「証券取引責任準備金繰入額」は、当連結会計年度から「金融商品取引責任準備金繰入額」として「特別損失」に計上しております。</p>
	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準  同左</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(17) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>		<p>(17) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(18) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>( ) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>( ) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は195,174百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は183,611百万円(同前)であります。</p>	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>( ) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>( ) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は118,112百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は110,583百万円(同前)であります。</p>	<p>(18) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>( ) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>( ) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は154,316百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は143,643百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p>
	<p>(19) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(18) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(19) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
6.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び当中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>		<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>
<p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>		<p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は9,394百万円、「無形固定資産」中のリース資産は1,000百万円、「その他負債」中のリース債務は19,930百万円増加し、特別損失は10,804百万円増加、税金等調整前中間純利益は9,349百万円減少しております。</p>	

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
米国サブプライム問題に端を発した金融市場の混乱が継続している状況に鑑み、一部の海外証券連結子会社が保有する証券化商品について、当中間連結会計期間後、追加的な損失が発生する可能性があること等から、平成19年11月14日付で当連結会計年度の業績予想を修正しております。		

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																
	<p>平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が施行されます。これにより、株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができなくなるため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)第88条の規定に基づき、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年6月26日の定時株主総会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。</p> <p>割り当てる株式及び端数の数の算出方法 普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数を割り当てるものとします。</p> <p>端数等無償割当てが効力を生ずる日 決済合理化法の施行日の前日 (平成21年1月4日)</p> <p>また、本件と同時に単元株式制度を導入し、整備法第88条第5項に基づき単元株式数を1,000株といたします。さらに、これに合わせて投資単位を現在の10分の1に引き下げるため、平成20年5月15日開催の取締役会において、会社法第195条に基づき、決済合理化法の施行日の前日(平成21年1月4日)を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に減少させる旨の定款変更を決議しております。</p> <p>当該端数等無償割当てが前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当中間連結会計期間における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="544 1413 943 1704"> <thead> <tr> <th colspan="2">前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>254円72銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>25円37銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額</td> <td>24円64銭</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="544 1715 943 2007"> <thead> <tr> <th colspan="2">当中間連結会計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>211円40銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益金額</td> <td>8円37銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額</td> <td>7円07銭</td> </tr> </tbody> </table>	前連結会計年度		1株当たり純資産額	254円72銭	1株当たり当期純利益金額	25円37銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	24円64銭	当中間連結会計期間		1株当たり純資産額	211円40銭	1株当たり中間純利益金額	8円37銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	7円07銭	
前連結会計年度																		
1株当たり純資産額	254円72銭																	
1株当たり当期純利益金額	25円37銭																	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	24円64銭																	
当中間連結会計期間																		
1株当たり純資産額	211円40銭																	
1株当たり中間純利益金額	8円37銭																	
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	7円07銭																	

【注記事項】

( 中間連結貸借対照表関係 )

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式95,675百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,996百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,624,508百万円、再貸付に供している有価証券は53百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,672,750百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は31,726百万円、延滞債権額は636,547百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,776百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は514,158百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式116,715百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,596百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,472,847百万円、再貸付に供している有価証券は57百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,335,905百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は72,072百万円、延滞債権額は519,918百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,282百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は525,983百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式95,493百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,794百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は7,435,947百万円、再貸付に供している有価証券は24百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは6,535,867百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は27,769百万円、延滞債権額は434,330百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,492百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は695,144百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																																				
<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,189,208百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は775,202百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="159 734 518 884"> <tr><td>特定取引資産</td><td>5,521,588百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>12,330,150百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,998,695百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>1,067百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>172百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="159 929 518 1164"> <tr><td>預金</td><td>409,917百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>2,117,631百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,541,085百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>6,096,792百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,550,320百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>8,788百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金8,387百万円、特定取引資産387,391百万円、有価証券2,551,639百万円、貸出金637,628百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は121,017百万円、デリバティブ取引差入担保金は412,459百万円、先物取引差入証拠金は20,402百万円、その他の証拠金等は10,658百万円であります。</p>	特定取引資産	5,521,588百万円	有価証券	12,330,150百万円	貸出金	4,998,695百万円	その他資産	1,067百万円	有形固定資産	172百万円	預金	409,917百万円	コールマネー及び売渡手形	2,117,631百万円	売現先勘定	5,541,085百万円	債券貸借取引受入	6,096,792百万円	担保金		借入金	3,550,320百万円	その他負債	8,788百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,126,256百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は749,200百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="595 734 954 884"> <tr><td>特定取引資産</td><td>4,803,455百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>12,225,465百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>6,323,523百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>3,015百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>321百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="595 929 954 1164"> <tr><td>預金</td><td>919,936百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>2,107,316百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,535,298百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>5,637,754百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,520,547百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金8,350百万円、特定取引資産571,561百万円、有価証券2,357,417百万円、貸出金833,992百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は123,186百万円、デリバティブ取引差入担保金は803,479百万円、先物取引差入証拠金は28,159百万円、その他の証拠金等は24,734百万円あります。</p>	特定取引資産	4,803,455百万円	有価証券	12,225,465百万円	貸出金	6,323,523百万円	その他資産	3,015百万円	有形固定資産	321百万円	預金	919,936百万円	コールマネー及び売渡手形	2,107,316百万円	売現先勘定	5,535,298百万円	債券貸借取引受入	5,637,754百万円	担保金		借入金	3,520,547百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,165,736百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は826,360百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="1031 734 1390 884"> <tr><td>特定取引資産</td><td>5,395,565百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>12,510,007百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>5,347,130百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>13,565百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>133百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="1031 929 1390 1164"> <tr><td>預金</td><td>921,280百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>2,230,560百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,877,444百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>6,174,017百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,975,997百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金9,185百万円、特定取引資産421,623百万円、有価証券2,529,793百万円、貸出金604,444百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は122,807百万円、デリバティブ取引差入担保金は1,172,978百万円、先物取引差入証拠金は20,782百万円、その他の証拠金等は13,448百万円あります。</p>	特定取引資産	5,395,565百万円	有価証券	12,510,007百万円	貸出金	5,347,130百万円	その他資産	13,565百万円	有形固定資産	133百万円	預金	921,280百万円	コールマネー及び売渡手形	2,230,560百万円	売現先勘定	5,877,444百万円	債券貸借取引受入	6,174,017百万円	担保金		借入金	2,975,997百万円
特定取引資産	5,521,588百万円																																																																					
有価証券	12,330,150百万円																																																																					
貸出金	4,998,695百万円																																																																					
その他資産	1,067百万円																																																																					
有形固定資産	172百万円																																																																					
預金	409,917百万円																																																																					
コールマネー及び売渡手形	2,117,631百万円																																																																					
売現先勘定	5,541,085百万円																																																																					
債券貸借取引受入	6,096,792百万円																																																																					
担保金																																																																						
借入金	3,550,320百万円																																																																					
その他負債	8,788百万円																																																																					
特定取引資産	4,803,455百万円																																																																					
有価証券	12,225,465百万円																																																																					
貸出金	6,323,523百万円																																																																					
その他資産	3,015百万円																																																																					
有形固定資産	321百万円																																																																					
預金	919,936百万円																																																																					
コールマネー及び売渡手形	2,107,316百万円																																																																					
売現先勘定	5,535,298百万円																																																																					
債券貸借取引受入	5,637,754百万円																																																																					
担保金																																																																						
借入金	3,520,547百万円																																																																					
特定取引資産	5,395,565百万円																																																																					
有価証券	12,510,007百万円																																																																					
貸出金	5,347,130百万円																																																																					
その他資産	13,565百万円																																																																					
有形固定資産	133百万円																																																																					
預金	921,280百万円																																																																					
コールマネー及び売渡手形	2,230,560百万円																																																																					
売現先勘定	5,877,444百万円																																																																					
債券貸借取引受入	6,174,017百万円																																																																					
担保金																																																																						
借入金	2,975,997百万円																																																																					

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,873,167百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が45,259,918百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、56,294,674百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が47,298,851百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,431,471百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が46,637,717百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 114,251百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 703,530百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 41,622百万円</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金760,989百万円が含まれております。</p> <p>14.社債には、劣後特約付社債2,054,364百万円が含まれております。</p> <p>15.国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託967,660百万円、貸付信託117,638百万円であります。</p> <p>16.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,538,720百万円であります。 (追加情報) 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き相殺しております。前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,489,094百万円減少しております。</p>	<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 746,827百万円</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金790,942百万円が含まれております。</p> <p>14.社債には、劣後特約付社債2,157,641百万円が含まれております。</p> <p>15.国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託903,742百万円、貸付信託63,494百万円であります。</p> <p>16.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,325,026百万円であります。</p>	<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 704,635百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 40,229百万円</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金791,061百万円が含まれております。</p> <p>14.社債には、劣後特約付社債2,135,234百万円が含まれております。</p> <p>15.国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託908,537百万円、貸付信託86,775百万円であります。</p> <p>16.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,438,495百万円であります。</p>

( 中間連結損益計算書関係 )

前中間連結会計期間 ( 自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日 )	当中間連結会計期間 ( 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日 )	前連結会計年度 ( 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日 )
<p>1 . その他経常収益には、株式等売却益122,020百万円を含んでおります。</p> <p>2 . その他経常費用には、貸出金償却61,713百万円、株式等償却40,086百万円、貸出金売却損失引当金繰入額23,468百万円及び預金払戻損失引当金繰入額9,420百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 特別利益には、償却債権取立益22,158百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別損失には、固定資産処分損4,059百万円を含んでおります。</p>	<p>1 . その他経常収益には、株式等売却益72,418百万円および一部の国内銀行連結子会社における信用リスク減殺取引に係る利益17,396百万円を含んでおります。</p> <p>2 . その他経常費用には、貸出金償却110,063百万円、株式等償却96,884百万円、貸倒引当金繰入額45,740百万円、一部の国内銀行連結子会社における貸出金代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う損失27,685百万円、処分方針を決定したその他の証券化商品に関する損失17,614百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 特別利益には、償却債権取立益13,886百万円、固定資産処分益2,191百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別損失には、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載したリース取引に関する会計基準適用による影響額10,804百万円、固定資産処分損4,648百万円を含んでおります。</p>	<p>1 . その他経常収益には、株式等売却益343,965百万円を含んでおります。</p> <p>2 . その他経常費用には、貸出金償却128,089百万円、株式等償却102,621百万円、海外ABCPプログラム向けに一部の国内銀行連結子会社が供与していた貸出金について証券化商品による代物弁済を受けたことに伴う損失95,289百万円、貸出金売却損失引当金繰入額50,895百万円、一部の国内銀行連結子会社における貸出金代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う投資損失引当金繰入額45,939百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 特別利益には、貸倒引当金取崩額75,779百万円、償却債権取立益39,832百万円、固定資産処分益9,195百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別損失には、みずほ証券株式会社に係るのれんについて、同社株式減損処理に伴い一括して償却した証券子会社のれん償却25,715百万円、固定資産処分損8,215百万円、減損損失2,698百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	11,872	-	475	11,396	注1
第十一回第十一種優先株式	943	-	-	943	
第十三回第十三種優先株式	36	-	-	36	
合計	12,852	-	475	12,376	
自己株式					
普通株式	265	215	476	4	注2
合計	265	215	476	4	

注1. 減少は自己株式(普通株式)の消却によるものであります。

2. 増加は自己株式(普通株式)の取得(214千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(475千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	83,081	7,000	平成19年3月31日	平成19年6月26日
	第十一回第十一種優先株式	18,874	20,000	平成19年3月31日	
	第十三回第十三種優先株式	1,100	30,000	平成19年3月31日	

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	11,396	59	276	11,178	注1
第十一回第十一種優先株式	943	-	28	914	注2
第十三回第十三種優先株式	36	-	-	36	
合計	12,376	59	305	12,130	
自己株式					
普通株式	4	284	277	11	注3
第十一回第十一種優先株式	-	31	28	2	注2
合計	4	315	306	14	

注1. 増加は取得請求によるものであり、減少は自己株式（普通株式）の消却によるものであります。

2. 増加は取得請求によるものであり、減少は自己株式（優先株式）の消却によるものであります。

3. 増加は自己株式（普通株式）の取得（283千株）及び端株の買取（0千株）によるものであり、減少は自己株式（普通株式）の消却（276千株）及び端株の買増請求に応じたこと（0千株）等によるものであります。

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	113,922	10,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第十一回第十一種優先株式	18,874	20,000	平成20年3月31日	
	第十三回第十三種優先株式	1,100	30,000	平成20年3月31日	

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	11,872	-	475	11,396	注1
第十一回第十一種優先株式	943	-	-	943	
第十三回第十三種優先株式	36	-	-	36	
合計	12,852	-	475	12,376	
自己株式					
普通株式	265	215	476	4	注2
合計	265	215	476	4	

注1. 減少は自己株式（普通株式）の消却によるものであります。

2. 増加は自己株式（普通株式）の取得（215千株）及び端株の買取（0千株）によるものであり、減少は自己株式（普通株式）の消却（475千株）及び端株の買増請求に応じたこと（0千株）によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	83,081	7,000	平成19年3月31日	平成19年6月26日
	第十一回第十一種優先株式	18,874	20,000	平成19年3月31日	
	第十三回第十三種優先株式	1,100	30,000	平成19年3月31日	

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	113,922	利益剰余金	10,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第十一回第十一種優先株式	18,874	利益剰余金	20,000	平成20年3月31日	
	第十三回第十三種優先株式	1,100	利益剰余金	30,000	平成20年3月31日	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,234,898</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く 預け金</td> <td style="text-align: right;">871,078</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,363,820</td> </tr> </table> <p>2. (表示方法の変更)</p> <p>従来、ポイント引当金の増加額(前中間連結会計期間621百万円)は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性を勘案し当中間連結会計期間から「ポイント引当金の増加額」として区分掲記しております。</p>	現金預け金勘定	3,234,898	中央銀行預け金を除く 預け金	871,078	現金及び現金同等物	2,363,820	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,171,640</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く 預け金</td> <td style="text-align: right;">1,773,711</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,397,928</td> </tr> </table> <p>2. (表示方法の変更)</p> <p>従来、ポイント引当金の増加額(前連結会計年度3,143百万円)は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性を勘案し当連結会計年度から「ポイント引当金の増加額」として区分掲記しております。</p>	現金預け金勘定	4,171,640	中央銀行預け金を除く 預け金	1,773,711	現金及び現金同等物	2,397,928	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,483,802</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く 預け金</td> <td style="text-align: right;">1,428,009</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,055,793</td> </tr> </table> <p>2. (表示方法の変更)</p> <p>従来、ポイント引当金の増加額(前連結会計年度3,143百万円)は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性を勘案し当連結会計年度から「ポイント引当金の増加額」として区分掲記しております。</p>	現金預け金勘定	3,483,802	中央銀行預け金を除く 預け金	1,428,009	現金及び現金同等物	2,055,793
現金預け金勘定	3,234,898																			
中央銀行預け金を除く 預け金	871,078																			
現金及び現金同等物	2,363,820																			
現金預け金勘定	4,171,640																			
中央銀行預け金を除く 預け金	1,773,711																			
現金及び現金同等物	2,397,928																			
現金預け金勘定	3,483,802																			
中央銀行預け金を除く 預け金	1,428,009																			
現金及び現金同等物	2,055,793																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、動産であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本と なる重要な事項「5. 会計処理基準に関 する事項」の「(4)減価償却の方法」に 記載のとおりであります。	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引 (1)借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び中間連結会計期間 末残高相当額 取得価額相当額 動産 45,896百万円 その他 2,977百万円 合計 48,874百万円 減価償却累計額相当額 動産 31,838百万円 その他 2,115百万円 合計 33,954百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 14,058百万円 その他 862百万円 合計 14,920百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残 高相当額 1年内 8,452百万円 1年超 16,131百万円 合計 24,583百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 4,298百万円 減価償却費相当額 3,579百万円 支払利息相当額 349百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、 残存価額を10%として計算した減価償 却費相当額に10/9を乗じた額を各中間 連結会計期間の減価償却費相当額とす る定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価 額相当額との差額を利息相当額とし、 各中間連結会計期間への配分方法につ いては、利息法によっております。 (2)貸手側 該当ありません。		1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引 (1)借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 46,154百万円 その他 2,105百万円 合計 48,260百万円 減価償却累計額相当額 動産 33,693百万円 その他 1,319百万円 合計 35,013百万円 年度末残高相当額 動産 12,461百万円 その他 786百万円 合計 13,247百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 8,397百万円 1年超 14,601百万円 合計 22,999百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 8,854百万円 減価償却費相当額 7,516百万円 支払利息相当額 777百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、 残存価額を10%として計算した減価償 却費相当額に10/9を乗じた額を各連結 会計年度の減価償却費相当額とする定 率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価 額相当額との差額を利息相当額とし、 各連結会計年度への配分方法につい ては、利息法によっております。 (2)貸手側 該当ありません。

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
<p>2.オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="183 293 518 383"> <tr><td>1年内</td><td>39,149百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>132,380百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>171,529百万円</td></tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="183 450 518 539"> <tr><td>1年内</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5百万円</td></tr> </table>	1年内	39,149百万円	1年超	132,380百万円	合計	171,529百万円	1年内	5百万円	1年超	-百万円	合計	5百万円	<p>2.オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1)借手側</p> <table data-bbox="619 293 954 383"> <tr><td>1年内</td><td>42,353百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>158,369百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>200,722百万円</td></tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <table data-bbox="619 450 954 539"> <tr><td>1年内</td><td>1,663百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>10,214百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,878百万円</td></tr> </table>	1年内	42,353百万円	1年超	158,369百万円	合計	200,722百万円	1年内	1,663百万円	1年超	10,214百万円	合計	11,878百万円	<p>2.オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="1054 293 1390 383"> <tr><td>1年内</td><td>41,074百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>134,702百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>175,776百万円</td></tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>該当ありません。</p>	1年内	41,074百万円	1年超	134,702百万円	合計	175,776百万円
1年内	39,149百万円																															
1年超	132,380百万円																															
合計	171,529百万円																															
1年内	5百万円																															
1年超	-百万円																															
合計	5百万円																															
1年内	42,353百万円																															
1年超	158,369百万円																															
合計	200,722百万円																															
1年内	1,663百万円																															
1年超	10,214百万円																															
合計	11,878百万円																															
1年内	41,074百万円																															
1年超	134,702百万円																															
合計	175,776百万円																															

(有価証券関係)

1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマース・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	569,515	568,349	1,166
地方債	49,261	49,135	126
外国債券	276,762	274,770	1,992
合計	895,539	892,254	3,285

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,242,496	5,426,399	2,183,903
債券	17,512,451	17,371,132	141,318
国債	16,382,479	16,247,591	134,888
地方債	65,766	65,383	382
社債	1,064,205	1,058,157	6,047
その他	12,210,973	12,046,691	164,281
外国債券	8,432,702	8,262,982	169,719
買入金銭債権	2,411,042	2,403,269	7,773
その他	1,367,228	1,380,440	13,211
合計	32,965,920	34,844,223	1,878,303

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は14,090百万円(利益)であります。
2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
- なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」(取得原価392,173百万円、中間連結貸借対照表計上額391,161百万円)、「外国債券」(取得原価852,445百万円、中間連結貸借対照表計上額836,464百万円)、「買入金銭債権」(取得原価2,411,042百万円、中間連結貸借対照表計上額2,403,269百万円)に含まれております。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、7,853百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,882,693
非上場株式	403,980
非上場外国証券	467,711
その他	288,206

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	130,065	129,938	127
地方債	40,995	40,889	106
その他	248,673	250,800	2,127
合計	419,734	421,628	1,893

（注） 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,094,392	3,862,888	768,496
債券	18,794,109	18,611,616	182,493
国債	17,544,290	17,369,182	175,107
地方債	64,300	64,370	69
短期社債	4,996	4,995	0
社債	1,180,522	1,173,068	7,454
その他	9,311,329	8,901,050	410,279
外国債券	5,841,193	5,670,252	170,940
買入金銭債権	2,189,754	2,175,189	14,565
その他	1,280,381	1,055,608	224,773
合計	31,199,831	31,375,555	175,723

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額は50,163百万円（利益）であります。
2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）してあります。
- 当中間連結会計期間における減損処理額は、122,463百万円であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,800,584
非上場株式	419,103
非上場外国証券	553,902
その他	261,949

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	10,004,618	10,143

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	489,921	490,078	156	204	47
地方債	48,547	48,549	2	15	12
その他	240,344	245,143	4,799	4,799	-
合計	778,813	783,771	4,958	5,018	60

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	3,149,964	4,126,691	976,727	1,188,056	211,328
債券	17,557,001	17,458,889	98,111	21,603	119,715
国債	16,321,913	16,222,574	99,339	15,813	115,152
地方債	67,439	68,198	759	966	206
短期社債	5,997	5,997	0	-	0
社債	1,161,650	1,162,118	468	4,823	4,355
その他	11,192,025	10,991,290	200,735	76,926	277,661
外国債券	7,524,572	7,459,314	65,258	48,747	114,006
買入金銭債権	2,427,346	2,427,498	152	8,910	8,757
その他	1,240,107	1,104,476	135,630	19,268	154,898
合計	31,898,991	32,576,871	677,880	1,286,586	608,706

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、37,202百万円（利益）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」（取得原価395,581百万円、連結貸借対照表計上額394,937百万円）、「外国債券」（取得原価760,726百万円、連結貸借対照表計上額711,421百万円）「買入金銭債権」（取得原価2,427,346百万円、連結貸借対照表計上額2,427,498百万円）に含まれております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、79,482百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	67,364,166	584,138	140,224

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,912,519
非上場株式	427,849
非上場外国証券	554,581
その他	262,756

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）  
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	8,962,093	7,134,763	1,905,074	1,907,946
国債	8,485,205	5,518,927	1,234,163	1,474,199
地方債	47,049	37,362	27,849	7,801
短期社債	5,997	-	-	-
社債	423,841	1,578,473	643,060	425,944
その他	1,213,128	4,733,116	1,877,175	2,849,376
合計	10,175,222	11,867,879	3,782,249	4,757,322

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	685	685	-

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)  
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,325	1,295	29

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価等により計上した  
ものであります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	31,326	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)  
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	1,507	1,500	6	-	6

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したもので  
あります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,864,427
その他有価証券	1,864,427
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産	-
(-) 繰延税金負債	640,834
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,223,592
(-) 少数株主持分相当額	48,333
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	5,308
その他有価証券評価差額金	1,180,567

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額14,090百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	125,411
その他有価証券	125,441
その他の金銭の信託	29
(-) 繰延税金負債	57,376
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	68,034
(-) 少数株主持分相当額	18,787
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	527
その他有価証券評価差額金	48,718

(注) 1. 時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額50,163百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金（平成20年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	640,580
その他有価証券	640,587
その他の金銭の信託	6
（ ）繰延税金負債	206,580
その他有価証券評価差額金 （持分相当額調整前）	433,999
（ ）少数株主持分相当額	35,089
（ + ）持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,465
その他有価証券評価差額金	401,375

（注）1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額37,202百万円（利益）は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	89,544,947	21,930	21,930
	金利オプション	207,821,562	2,856	2,102
店頭	金利先渡契約	35,804,391	729	729
	金利スワップ	1,119,569,388	46,694	46,694
	金利オプション	99,508,671	4,511	4,511
	合計	-	-	70,303

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	176,644	5	5
店頭	通貨スワップ	20,525,041	92,517	427,312
	為替予約	49,956,416	148,978	148,978
	通貨オプション	26,928,012	114,742	33,026
	合計	-	-	311,366

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	413,913	12,118	12,118
	株式指数先物オプション	163,338	698	317
店頭	有価証券店頭オプション	2,698,552	19,826	2,937
	その他	223,817	10,688	10,688
	合計	-	-	4,685

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	2,836,596	1,514	1,514
	債券先物オプション	775,874	162	508
店頭	債券店頭オプション	1,282,520	1,040	755
	合計	-	-	1,266

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物	48,727	25	25
	商品先物オプション	32,816	34	34
店頭	商品オプション	1,135,899	18,029	18,029
	合計	-	-	18,037

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	21,538,839	33,236	33,236
	合計	-	-	33,236

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## (7) ウェザーデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	373	16	16
	合計	-	-	16

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 取引は気温、降雨量等に係るものであります。

## 当中間連結会計期間末

## (1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品	金利先物	80,035,649	12,658	12,658
取引所	金利オプション	298,538,363	2,057	5,361
店頭	金利先渡契約	55,062,615	4,369	4,369
	金利スワップ	985,989,034	296,469	296,469
	金利オプション	59,207,251	11,079	11,079
	合計	-	-	299,039

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品	通貨先物	37,470	3	3
取引所	通貨スワップ	23,039,014	327,520	84,594
店頭	為替予約	42,395,307	2,799	2,799
	通貨オプション	25,413,258	190,111	333,899
	合計	-	-	246,509

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## (3) 株式関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	228,306	5,196	5,196
	株式指数先物オプション	339,927	3,990	3,040
店頭	有価証券店頭オプション	2,354,303	33,797	5,425
	その他	335,623	37,809	37,809
	合計	-	-	34,541

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (4) 債券関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物	4,610,301	3,472	3,472
	債券先物オプション	133,837	105	89
店頭	債券店頭オプション	1,413,133	474	681
	合計	-	-	4,242

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (5) 商品関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物	86,276	2,083	2,083
店頭	商品オプション	1,226,204	30,673	30,673
	合計	-	-	28,590

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。  
2. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	21,344,178	14,999	14,999
	合計	-	-	14,999

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ （オプション系）	75	2	2
	合計	-	-	2

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．取引は気温、降雨量等に係るものであります。

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度  
(自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日)

(1)取引の内容

当社グループは、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション、株式店頭オプション
- D. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ、コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

当社グループは、「お客様の多様なニーズへの対応」、「当社グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

当社グループは、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客様の多様なニーズへの対応」  
グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客様の知識や経験、財産の状況および取引の目的に照らし、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただきお客様ご自身の判断でお取引いただけるよう、適切な説明に努めております。
- B. 「当社グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）」  
定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」  
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下のとおりであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
- D. その他のリスク：当社や銀行子会社等の格付が引下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当社グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもその他の与信と同一の信用リスク管理を行っております。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

当社グループは、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、傘下子会社より総合リスク管理部に必要なデータの供給を受け、またリスクの状況等及びリミット等の遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて市場リスク管理の状況の把握等を行い、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、日次で社長に、また、定期的及び必要に応じて都度、取締役会及び経営会議等に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	40,089,136	9,700,733	458,095	458,095
	買建	34,836,900	8,364,065	435,577	435,577
	金利オプション				
	売建	32,958,088	662,205	18,904	6,003
	買建	41,812,738	1,459,112	22,370	6,126
店頭	金利先渡契約				
	売建	31,566,475	463,203	2,708	2,708
	買建	29,522,601	553,642	2,332	2,332
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	528,045,937	355,617,343	6,214,617	6,214,617
	受取変動・支払固定	531,247,787	348,293,281	5,867,479	5,867,479
	受取変動・支払変動	31,332,858	21,095,417	11,459	11,459
	受取固定・支払固定	864,889	638,051	436	436
	金利オプション				
	売建	36,347,067	17,800,270	27,942,854	27,942,854
	買建	36,149,611	17,526,834	27,946,346	27,946,346
	合計	-	-	-	317,587

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2)通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	34,737	-	2	2
	買建	35,365	-	2	2
店頭	通貨スワップ	21,465,777	16,301,664	165,695	209,037
	為替予約				
	売建	23,317,703	162,928	1,139,294	1,139,294
	買建	17,546,250	2,642,584	999,982	999,982
	通貨オプション				
	売建	12,097,577	7,102,086	1,213,748	337,961
	買建	13,072,365	8,005,802	1,468,598	748,091
	合計	-	-	-	758,480

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (3)株式関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	406,910	-	238	238
	買建	25,112	-	180	180
	株式指数先物オプション				
	売建	104,667	-	1,147	303
	買建	214,655	-	1,611	835
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	1,118,389	516,414	141,432	65,421
	買建	886,851	442,317	78,042	30,789
	その他				
	売建	28,500	28,500	4,602	4,602
	買建	362,581	354,426	46,977	46,977
	合計	-	-	-	7,153

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4)債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,666,812	-	5,239	5,239
	買建	1,519,789	-	5,636	5,636
	債券先物オプション				
	買建	61,837	-	224	19
店頭	債券店頭オプション				
	買建	341,449	5,990	350	397
	合計	-	-	-	210

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5)商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物				
	買建	15,369	2,962	1,581	1,581
店頭	商品オプション				
	買建	520,642	358,760	200,880	200,880
	合計	-	-	-	27,804

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)

区分	種類	(百万円)	1年超のもの (百万円)	(百万円)	(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	12,933,582	12,672,764	387,287	387,287
	買建	14,896,086	14,653,797	329,068	329,068
	合計	-	-	-	58,218

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値や取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売建	146	-	1	1
	買建	124	-	16	16
	合計	-	-	-	15

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温、降雨量等に係るものであります。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,816,163	371,361	68,615	2,256,140	-	2,256,140
(2)セグメント間の内部経常収益	22,302	49,853	53,659	125,815	(125,815)	-
計	1,838,466	421,214	122,275	2,381,956	(125,815)	2,256,140
経常費用	1,441,606	425,594	108,946	1,976,146	(119,189)	1,856,956
経常利益 (は経常損失)	396,860	4,379	13,329	405,809	(6,625)	399,184

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

## 2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業、信託業

(2) 証券業.....証券業

(3) その他の事業...投資顧問業等

3. 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について444百万円、証券業について78百万円、その他の事業について17百万円それぞれ減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について1,075百万円、証券業について15百万円、その他の事業について18百万円それぞれ減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,572,028	267,870	63,694	1,903,592	-	1,903,592
(2)セグメント間の内部経常収益	22,433	37,492	65,484	125,410	(125,410)	-
計	1,594,461	305,362	129,178	2,029,003	(125,410)	1,903,592
経常費用	1,530,251	316,893	120,893	1,968,038	(121,234)	1,846,804
経常利益 (は経常損失)	64,210	11,530	8,284	60,964	(4,175)	56,788

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

## 2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業、信託業

(2) 証券業.....証券業

(3) その他の事業...投資顧問業等

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	3,950,412	428,488	144,609	4,523,510	-	4,523,510
(2)セグメント間の内部経常収益	38,719	88,094	140,531	267,345	(267,345)	-
計	3,989,132	516,583	285,141	4,790,856	(267,345)	4,523,510
経常費用	3,215,067	917,178	255,372	4,387,618	(261,228)	4,126,390
経常利益 (は経常損失)	774,064	400,595	29,768	403,237	(6,117)	397,120

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...投資顧問業等

3. 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について1,749百万円、証券業について363百万円、その他の事業について97百万円それぞれ減少しております。

また、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について1,621百万円、証券業について30百万円、その他の事業について35百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,469,729	353,915	311,241	121,254	2,256,140	-	2,256,140
(2)セグメント間の内部経常収益	26,041	120,061	40,582	893	187,578	(187,578)	-
計	1,495,770	473,976	351,824	122,147	2,443,719	(187,578)	2,256,140
経常費用	1,164,591	411,815	360,502	96,903	2,033,813	(176,856)	1,856,956
経常利益 (は経常損失)	331,178	62,160	8,677	25,244	409,905	(10,721)	399,184

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対す る経常収益	1,253,414	226,278	316,381	107,517	1,903,592	-	1,903,592
(2)セグメント間の 内部経常収益	36,587	61,812	22,469	889	121,758	(121,758)	-
計	1,290,002	288,091	338,850	108,406	2,025,351	(121,758)	1,903,592
経常費用	1,231,166	240,799	402,067	88,780	1,962,814	(116,010)	1,846,804
経常利益 (は経常損失)	58,835	47,292	63,217	19,625	62,536	(5,747)	56,788

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対す る経常収益	3,301,156	642,019	368,397	211,937	4,523,510	-	4,523,510
(2)セグメント間の 内部経常収益	39,867	174,985	61,875	2,232	278,960	(278,960)	-
計	3,341,023	817,004	430,273	214,170	4,802,471	(278,960)	4,523,510
経常費用	2,659,266	783,432	784,035	167,553	4,394,287	(267,897)	4,126,390
経常利益 (は経常損失)	681,756	33,571	353,761	46,616	408,183	(11,063)	397,120

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	786,411
連結経常収益	2,256,140
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	34.8

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	650,177
連結経常収益	1,903,592
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	34.1

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	金額（百万円）
海外経常収益	1,222,354
連結経常収益	4,523,510
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	27.0

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)27社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社27社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は3,092,656百万円、負債総額(単純合算)は3,091,809百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当中間連結会計期間末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	2,307,781	貸出金利息(百万円)	11,908
信用枠及び流動性枠(百万円)	1,041,881	役務取引等収益(百万円)	1,230

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)27社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社27社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は3,221,671百万円、負債総額(単純合算)は3,220,723百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当連結会計年度末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	2,186,649	貸出金利息(百万円)	27,002
信用枠及び流動性枠(百万円)	1,002,696	役務取引等収益(百万円)	2,950

## (1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	321,328円20銭	211,407円06銭	254,722円01銭
1株当たり中間(当期)純利益金額	28,272円51銭	8,373円41銭	25,370円25銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	25,804円83銭	7,078円95銭	24,640円00銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	6,226,971	4,968,143	5,694,159
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,566,445	2,607,235	2,792,451
(うち優先株式払込金額)	百万円	(980,430)	(948,692)	(980,430)
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)	(19,975)
(うち少数株主持分)	百万円	(1,586,015)	(1,658,543)	(1,792,045)
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額	百万円	3,660,525	2,360,908	2,901,708
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	11,391	11,167	11,391

(注) 2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	327,061	94,577	311,224
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	19,975
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)	(19,975)
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	327,061	94,577	291,249
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	11,568	11,294	11,479

(注) 3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	18,874
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)	(18,874)
普通株式増加数	千株	1,106	2,065	1,106
(うち優先株式)	千株	(1,106)	(2,065)	(1,106)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要				

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>1. 当社は平成19年12月5日開催の取締役会において、連結子会社であるみずほ証券株式会社の第三者割当増資1,500億円について、株式会社みずほコーポレート銀行が全額引受けすることを決議し、同行は12月6日に払込を実施いたしました。</p> <p>今回の増資は、みずほ証券グループ全体の自己資本の充実並びに業務基盤の強化を図ることを目的としたものです。</p>		<p>1. 当社は、平成20年4月18日に、当社グループの海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行体 Mizuho Preferred Capital (Cayman) 5 Limited Mizuho Preferred Capital (Cayman) 6 Limited Mizuho Preferred Capital (Cayman) 7 Limited Mizuho Preferred Capital Company L.L.C. Mizuho JGB Investment L.L.C.</p> <p>(2)発行証券の種類 配当非累積型永久優先出資証券</p> <p>(3)償還総額 45,500百万円 (ア) Series A 19,500百万円 (イ) Series B 2,500百万円 51,000百万円 1,000百万米ドル 1,600百万米ドル</p> <p>(4)償還予定日 平成20年6月30日</p> <p>(5)償還理由 任意償還期日到来による</p>
<p>2. 当社連結子会社であるみずほ証券株式会社と持分法適用関連会社である新光証券株式会社は、現在両社にて合併比率の見直し等に係る協議を行っておりますが、平成19年12月20日に両社の取締役会において、平成20年1月1日と予定していた本合併の効力発生日を平成20年5月7日に延期することを決定いたしました。</p>		<p>2. 当社連結子会社であるみずほ証券株式会社と持分法適用関連会社である新光証券株式会社は、平成19年3月29日に締結した合併契約に係る合併効力発生日を平成20年1月1日から平成20年5月7日へと延期し、さらに平成21年の可能な限り早い時期を目処として再度延期しておりました。</p> <p>しかしながら、平成20年4月28日開催の両社取締役会において、合併を行うことについての基本方針および基本事項を確認し、当該合併契約を一旦解除するとともに、新たに合併効力発生日を平成21年5月7日予定とする「合併基本合意書」を締結することを決議いたしました。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>3. 当社は、平成20年5月15日の取締役会において、以下のとおり1,500億円を上限とする自己の株式(普通株式)の取得枠を設定いたしました。本件は、当社第十一回第十一種優先株式の取得請求期間が平成20年7月1日に開始となることに伴い、当社の発行済普通株式数が増加する可能性を勘案し、その潜在的な希薄化の影響を抑制する等の観点から、前連結会計年度に引き続き実施するものであります。</p> <p>取得の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取得する株式の種類               <ul style="list-style-type: none"> <li>当社普通株式</li> </ul> </li> <li>取得する株式の総数               <ul style="list-style-type: none"> <li>600,000株(上限)</li> </ul> </li> <li>株式の取得価額の総額               <ul style="list-style-type: none"> <li>1,500億円(上限)</li> </ul> </li> <li>取得する期間               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年6月10日から</li> <li>平成20年11月30日まで</li> </ul> </li> <li>取得方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>市場取引等</li> </ul> </li> </ul>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>4. 平成21年1月に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)の施行が予定されております。これにより、株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができなくなるため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)第88条の規定に基づき、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年6月26日の定時株主総会において決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。</p> <p>割り当てる株式及び端数の数の算出方法</p> <p>普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数を割り当てるものとします。</p> <p>端数等無償割当てが効力を生ずる日</p> <p>決済合理化法の施行日の前日</p> <p>また、本件と同時に単元株式制度を導入し、整備法第88条第5項に基づき単元株式数を1,000株といたします。さらに、これに合わせて投資単位を現在の10分の1に引き下げるため、平成20年5月15日開催の取締役会において、会社法第195条に基づき、決済合理化法の施行日の前日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に減少させる旨の定款変更を決議いたしました。</p> <p>当該端数等無償割当てが前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		前連結会計年度	当連結会計年度
		1株当たり純 資産額  336円93銭	1株当たり純 資産額  254円72銭
		1株当たり当期 純利益  51円47銭	1株当たり当期 純利益  25円37銭
		潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益  48円80銭	潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益  24円64銭

## 2【その他】

### (1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
経常収益		946,218
資金運用収益		610,769
(うち貸出金利息)		356,353
(うち有価証券利息配当金)		141,609
信託報酬		16,747
役務取引等収益		140,028
特定取引収益		55,691
その他業務収益		63,418
その他経常収益	1	59,563
経常費用		973,228
資金調達費用		340,839
(うち預金利息)		116,426
(うち債券利息)		4,619
役務取引等費用		28,445
特定取引費用		14,696
その他業務費用		38,632
営業経費		307,996
その他経常費用	2	272,010
経常損失		27,009
特別利益	3	15,928
特別損失	4	4,963
税金等調整前四半期純損失		47,901
法人税、住民税及び事業税		7,983
法人税等調整額		22,031
法人税等合計		14,048
少数株主利益		4,557
四半期純損失		38,410

当第2四半期連結会計期間  
(自平成20年7月1日  
至平成20年9月30日)

1. その他経常収益には、株式等売却益30,287百万円および一部の国内銀行連結子会社における信用リスク減殺取引に係る利益16,191百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、株式等償却94,359百万円、貸出金償却85,731百万円、貸倒引当金繰入額45,740百万円を含んでおります。
3. 特別利益には、貸倒引当金戻入額18,439百万円の減少、償却債権取立益5,399百万円、固定資産処分益888百万円を含んでおります。
4. 特別損失には、固定資産処分損4,121百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】  
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
流動資産			
現金及び預金	7,959	8,683	10,440
未収入金	124,418	89,928	160,990
その他	6,655	3,446	4,663
流動資産合計	139,033	102,058	176,094
固定資産			
有形固定資産	1 1,019	1 1,540	1 1,283
無形固定資産	3,799	4,424	3,972
投資その他の資産	4,479,762	4,442,796	4,477,571
関係会社株式	4,474,686	4,436,376	4,471,185
その他	2 5,076	2 6,420	2 6,385
固定資産合計	4,484,581	4,448,761	4,482,828
資産合計	4,623,615	4,550,820	4,658,922
<b>負債の部</b>			
流動負債			
短期借入金	1,130,000	720,000	1,000,000
短期社債	160,000	140,000	140,000
リース債務		4	
未払法人税等		70	
賞与引当金	236	260	248
その他	2,214	3,107	2,027
流動負債合計	1,292,450	863,442	1,142,276
固定負債			
退職給付引当金	824	1,108	963
役員退職慰労引当金	414	-	527
その他	1,505	2,870	2,308
固定負債合計	2,745	3,978	3,800
負債合計	1,295,195	867,421	1,146,076
<b>純資産の部</b>			
株主資本			
資本金	1,540,965	1,540,965	1,540,965
資本剰余金			
資本準備金	385,241	385,241	385,241
資本剰余金合計	385,241	385,241	385,241
利益剰余金			
利益準備金	4,350	4,350	4,350
その他利益剰余金	1,400,226	1,759,131	1,584,764
繰越利益剰余金	1,400,226	1,759,131	1,584,764
利益剰余金合計	1,404,576	1,763,481	1,589,114
自己株式	2,369	6,270	2,447
株主資本合計	3,328,414	3,683,417	3,512,873
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	5	19	27
評価・換算差額等合計	5	19	27
純資産合計	3,328,419	3,683,398	3,512,845
負債純資産合計	4,623,615	4,550,820	4,658,922

## ( 2 ) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業収益		604,926		426,950	806,519
営業費用					
販売費及び一般管理費	1	9,042	1	9,685	1 19,364
営業費用合計		9,042		9,685	19,364
営業利益		595,884		417,265	787,155
営業外収益	2	258	2	189	2 306
営業外費用	3	7,887	3	6,186	3 14,825
経常利益		588,255		411,268	772,635
特別利益		38,377		44,675	38,616
特別損失		254		1,426	370
税引前中間純利益		626,378		454,517	810,882
法人税、住民税及び事業税		9		2	11
法人税等調整額		84		85	131
法人税等合計		75		82	120
中間純利益		626,454		454,600	811,002

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,540,965	1,540,965	1,540,965
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	1,540,965	1,540,965	1,540,965
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	385,241	385,241	385,241
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	385,241	385,241	385,241
その他資本剰余金			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
自己株式の処分	9	-	-
自己株式の消却	9	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	-	-	-
資本剰余金合計			
前期末残高	385,241	385,241	385,241
当中間期変動額			
自己株式の処分	9	-	-
自己株式の消却	9	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	385,241	385,241	385,241
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	4,350	4,350	4,350
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	4,350	4,350	4,350
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	1,247,876	1,584,764	1,247,876
当中間期変動額			
剰余金の配当	103,056	133,898	103,056
中間純利益	626,454	454,600	811,002
自己株式の処分	-	26	1
自己株式の消却	371,046	146,308	371,055
当中間期変動額合計	152,350	174,367	336,888
当中間期末残高	1,400,226	1,759,131	1,584,764
利益剰余金合計			
前期末残高	1,252,226	1,589,114	1,252,226
当中間期変動額			
剰余金の配当	103,056	133,898	103,056
中間純利益	626,454	454,600	811,002
自己株式の処分	-	26	1
自己株式の消却	371,046	146,308	371,055
当中間期変動額合計	152,350	174,367	336,888
当中間期末残高	1,404,576	1,763,481	1,589,114

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>自己株式</b>			
前期末残高	2,037	2,447	2,037
当中間期変動額			
自己株式の取得	371,429	150,272	371,565
自己株式の処分	41	140	100
自己株式の消却	371,055	146,308	371,055
当中間期変動額合計	331	3,822	409
当中間期末残高	2,369	6,270	2,447
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	3,176,394	3,512,873	3,176,394
当中間期変動額			
剰余金の配当	103,056	133,898	103,056
中間純利益	626,454	454,600	811,002
自己株式の取得	371,429	150,272	371,565
自己株式の処分	51	114	98
当中間期変動額合計	152,019	170,544	336,478
当中間期末残高	3,328,414	3,683,417	3,512,873
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	9	27	9
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4	8	37
当中間期変動額合計	4	8	37
当中間期末残高	5	19	27
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	3,176,404	3,512,845	3,176,404
当中間期変動額			
剰余金の配当	103,056	133,898	103,056
中間純利益	626,454	454,600	811,002
自己株式の取得	371,429	150,272	371,565
自己株式の処分	51	114	98
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4	8	37
当中間期変動額合計	152,014	170,552	336,441
当中間期末残高	3,328,419	3,683,398	3,512,845

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式、関連会社株式及び時価のないその他の有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。	同左	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 4年～47年 器具及び備品 : 2年～17年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる損益等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる損益等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 4年～50年 器具及び備品 : 2年～17年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法で償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 4年～47年 器具及び備品 : 2年～17年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる損益等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる損益等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金  同左</p> <p>(2) 退職給付引当金  同左</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。		リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)                      所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>中間貸借対照表上「未払法人税等」は、前中間会計期間末まで「流動負債のその他」に含めて表示しておりましたが、中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間末より区分掲記しております。なお、前中間会計期間末の「未払法人税等」の金額は101百万円であります。</p>

【追加情報】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が施行されます。これにより、株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができなくなるため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)第88条の規定に基づき、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年6月26日の定時株主総会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。</p> <p>割り当てる株式及び端数の数の算出方法 普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数を割り当てるものとします。</p> <p>端数等無償割当てが効力を生ずる日 決済合理化法の施行日の前日 (平成21年1月4日)</p> <p>また、本件と同時に単元株式制度を導入し、整備法第88条第5項に基づき単元株式数を1,000株といたします。さらに、これに合わせて投資単位を現在の10分の1に引き下げるため、平成20年5月15日開催の取締役会において、会社法第195条に基づき、決済合理化法の施行日の前日(平成21年1月4日)を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に減少させる旨の定款変更を決議しております。</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,262百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産 投資その他の資産のうち2,067百万円</p> <p>3.保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証478,577百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>みずほコーポレート銀行 35,690百万円</p> <p>Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 9,166百万円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,155百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産 投資その他の資産のうち3,401百万円</p> <p>3.保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証431,547百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>みずほコーポレート銀行 30,743百万円</p> <p>Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 8,994百万円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,453百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産 投資その他の資産のうち3,389百万円</p> <p>3.保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証430,809百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>みずほコーポレート銀行 33,124百万円</p> <p>Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 12,965百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 138百万円</p> <p>無形固定資産 842百万円</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの</p> <p>受取利息 139百万円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>支払利息 7,049百万円</p> <p>短期社債利息 821百万円</p>	<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 218百万円</p> <p>無形固定資産 678百万円</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの</p> <p>受取利息 90百万円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>支払利息 5,582百万円</p> <p>短期社債利息 577百万円</p>	<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 336百万円</p> <p>無形固定資産 1,755百万円</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの</p> <p>受取利息 100百万円</p> <p>有価証券利息 69百万円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>支払利息 13,363百万円</p> <p>短期社債利息 1,432百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	3	476	476	3	注
合計	3	476	476	3	

注 増加は自己株式(普通株式)の取得(475千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(475千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	3	284	276	11	注1
第十一回第十一 種優先株式	-	31	28	2	注2
合計	3	315	305	14	

注1 増加は自己株式(普通株式)の取得(283千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(276千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

2 増加は取得請求によるものであり、減少は自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	3	476	476	3	注
合計	3	476	476	3	

注 増加は自己株式(普通株式)の取得(475千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(475千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース資産の内容 有形固定資産 車両、器具及び備品であります。 (2)リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 車両 6百万円 器具及び備品 19百万円 <hr/> 合計 25百万円 減価償却累計額相当額 車両 5百万円 器具及び備品 16百万円 <hr/> 合計 22百万円 中間会計期間末残高相当額 車両 0百万円 器具及び備品 2百万円 <hr/> 合計 3百万円  (2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 8百万円 1年超 4百万円 <hr/> 合計 12百万円  (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 0百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円		1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 車両 6百万円 器具及び備品 19百万円 <hr/> 合計 25百万円 減価償却累計額相当額 車両 6百万円 器具及び備品 17百万円 <hr/> 合計 24百万円 期末残高相当額 車両 0百万円 器具及び備品 1百万円 <hr/> 合計 1百万円  (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 0百万円 <hr/> 合計 5百万円  (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 8百万円 減価償却費相当額 4百万円 支払利息相当額 0百万円

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																												
<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法            リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法            リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引            未経過リース料</p> <table data-bbox="159 891 502 958"> <tr> <td>1年内</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1百万円</td> </tr> </table>	1年内	1百万円	合計	1百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引            オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(借主側)</p> <table data-bbox="590 891 933 992"> <tr> <td>1年内</td> <td>3,513百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>14,041百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17,554百万円</td> </tr> </table> <p>(貸主側)</p> <table data-bbox="590 1070 933 1171"> <tr> <td>1年内</td> <td>1,769百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7,076百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,845百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,513百万円	1年超	14,041百万円	合計	17,554百万円	1年内	1,769百万円	1年超	7,076百万円	合計	8,845百万円	<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法            リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法            リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(借主側)</p> <p>未経過リース料</p> <table data-bbox="1026 891 1369 992"> <tr> <td>1年内</td> <td>3,681百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16,554百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,235百万円</td> </tr> </table> <p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料</p> <table data-bbox="1026 1070 1369 1171"> <tr> <td>1年内</td> <td>1,863百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,384百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,247百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,681百万円	1年超	16,554百万円	合計	20,235百万円	1年内	1,863百万円	1年超	8,384百万円	合計	10,247百万円
1年内	1百万円																													
合計	1百万円																													
1年内	3,513百万円																													
1年超	14,041百万円																													
合計	17,554百万円																													
1年内	1,769百万円																													
1年超	7,076百万円																													
合計	8,845百万円																													
1年内	3,681百万円																													
1年超	16,554百万円																													
合計	20,235百万円																													
1年内	1,863百万円																													
1年超	8,384百万円																													
合計	10,247百万円																													

( 有価証券関係 )

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末 ( 平成19年 9 月30日 )

	中間貸借対照表計上額 ( 百万円 )	時価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )
子会社株式	137,171	658,458	521,287

当中間会計期間末 ( 平成20年 9 月30日 )

	中間貸借対照表計上額 ( 百万円 )	時価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )
子会社株式	137,171	524,533	387,362

前事業年度末 ( 平成20年 3 月31日 )

	貸借対照表計上額 ( 百万円 )	時価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )
子会社株式	137,171	534,509	397,338

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>1. 当社は、平成20年5月15日の取締役会において、以下のとおり1,500億円を上限とする自己の株式（普通株式）の取得枠を設定いたしました。本件は、当社第十一回第十一種優先株式の取得請求期間が平成20年7月1日に開始となることに伴い、当社の発行済普通株式数が増加する可能性を勘案し、その潜在的な希薄化の影響を抑制する等の観点から、前事業年度に引き続き実施するものであります。</p> <p>取得の内容</p> <p>取得する株式の種類                      当社普通株式</p> <p>取得する株式の総数                      600,000株（上限）</p> <p>株式の取得価額の総額                      1,500億円（上限）</p> <p>取得する期間                      平成20年6月10日から                      平成20年11月30日まで</p> <p>取得方法                      市場取引等</p>
		<p>2. 平成21年1月に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。）の施行が予定されております。これにより、株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができなくなるため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）第88条の規定に基づき、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年6月26日の定時株主総会において決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
		<p>割り当てる株式及び端数の数の算出方法</p> <p>普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数を割り当てるものとします。</p> <p>端数等無償割当てが効力を生ずる日            決済合理化法の施行日の前日</p> <p>また、本件と同時に単元株式制度を導入し、整備法第88条第5項に基づき単元株式数を1,000株といたします。さらに、これに合わせて投資単位を現在の10分の1に引き下げるため、平成20年5月15日開催の取締役会において、会社法第195条に基づき、決済合理化法の施行日の前日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に減少させる旨の定款変更を決議いたしました。</p> <p>当該端数等無償割当てが前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="962 1301 1386 1816"> <thead> <tr> <th>前事業年度</th> <th>当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 183円33銭</td> <td>1株当たり純資産額 220円53銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益 102円16銭</td> <td>1株当たり当期純利益 68円65銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 95円55銭</td> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 64円13銭</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 183円33銭	1株当たり純資産額 220円53銭	1株当たり当期純利益 102円16銭	1株当たり当期純利益 68円65銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 95円55銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 64円13銭
前事業年度	当事業年度									
1株当たり純資産額 183円33銭	1株当たり純資産額 220円53銭									
1株当たり当期純利益 102円16銭	1株当たり当期純利益 68円65銭									
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 95円55銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 64円13銭									

#### 4【その他】

該当ありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。